

令和 6 年 度

税 務 概 要

福 島 市

目 次

I 市の概況

1	福島市略図	1
2	区域別人口等について	2
3	人口及び世帯数の推移について	3
4	産業分類（大分類）、男女別15歳以上就業者数について	3
5	福島市組織図	4
6	税務機構と事務分掌等について	6
7	税務職員について	7

II 市税と財政の状況

1	一般会計歳入歳出決算額の推移について	8
2	市税の税目別決算額の推移について	10
3	令和6年度歳入歳出予算（当初）について	13
4	令和6年度市税歳入予算（当初）について	15

III 市民税

A 個人市民税

1	納税義務者数及び個人市民税額の推移について	16
2	所得割額に係る納税者負担額（一人当たり）の推移について	17
3	個人市民税納税義務者数の推移について	19
4	市民税特別徴収義務者数等の推移について	19
5	市民税及び県民税の所得割税率の推移について	19
6	課税標準額段階別所得金額等について	20

B 法人市民税

1	法人市民税の調定額及び法人件数の推移について	21
2	業種別法人件数等の調（令和5年度）について	21
3	月別調定額調（令和5年度）について	21

IV 固定資産税・都市計画税

1	固定資産税・都市計画税の納税義務者数の推移について	23
2	土地について	23
3	家屋について	24
4	償却資産について	24
5	国有資産等所在市町村交付金について	24
6	土地に関する概要（令和6年度）について	26
7	家屋に関する概要（令和6年度）について	28
8	償却資産に関する概要（令和6年度）について	30
9	納税者一人当たり負担額等の推移について	31
10	都市計画税に関する概要（令和6年度）について	32

V 諸税

- 1 軽自動車税（当初調定）について 34
- 2 市たばこ税について 36
- 3 入湯税について 36

VI 徴収

- 1 令和6年度徴税费予算細目別内訳（当初）について 37
- 2 令和6年度徴税费予算節別内訳（当初）について 37
- 3 市税過誤納還付金（歳出還付分）について 38
- 4 口座振替制度利用状況について 38
- 5 県税徴収事務費委託金について 38
- 6 差押執行状況について 39
- 7 公売執行状況について 39
- 8 不納欠損処分について 40

VII 国民健康保険税（特別会計）

- 1 税率及び賦課割合について 42
- 2 年度別収入状況調（全体分）について 42
- 3 国民健康保険税過誤納還付金（歳出還付分）について 44
- 4 国民健康保険税負担額の推移（全体分）について 44

VIII 固定資産評価審査委員会

- 1 審査申出と決定の状況について 45

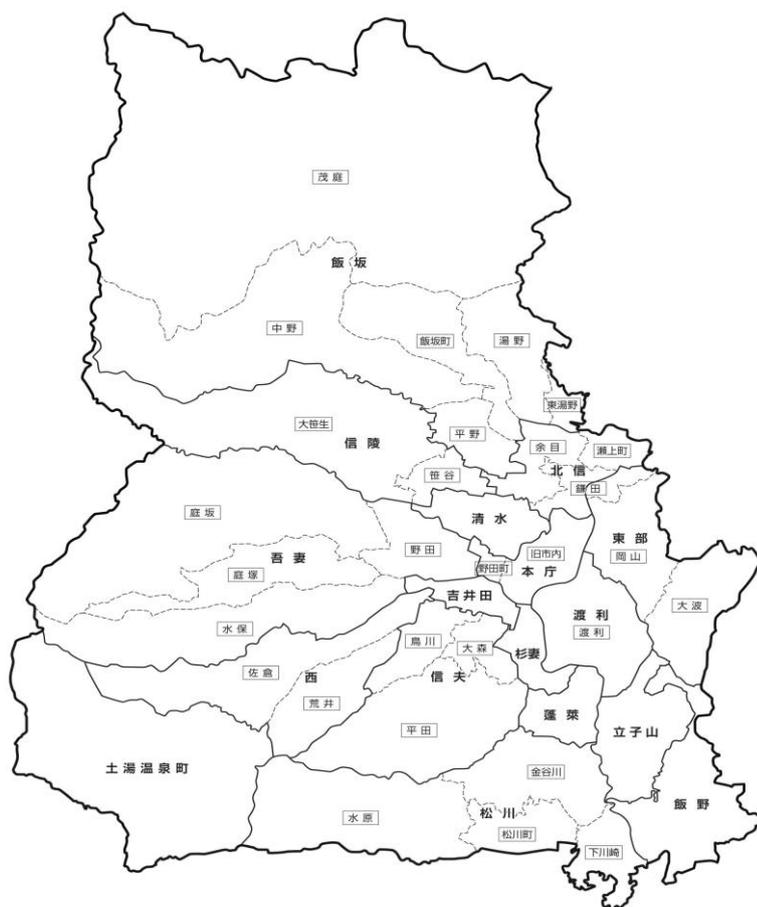
IX その他

- 1 市税関係証明等について 45
- 2 納税者一人当たり平均課税額（当初）について 46
- 3 市税減免状況について 47
- 4 税務事務電算委託利用状況について 48
- 5 地方譲与税・交付金の概要について 50
- 6 令和6年度各税目別納期限について 52
- 7 市税の税率の変せんについて 53

- <参考> 各種税関係団体 67

I 市の概況

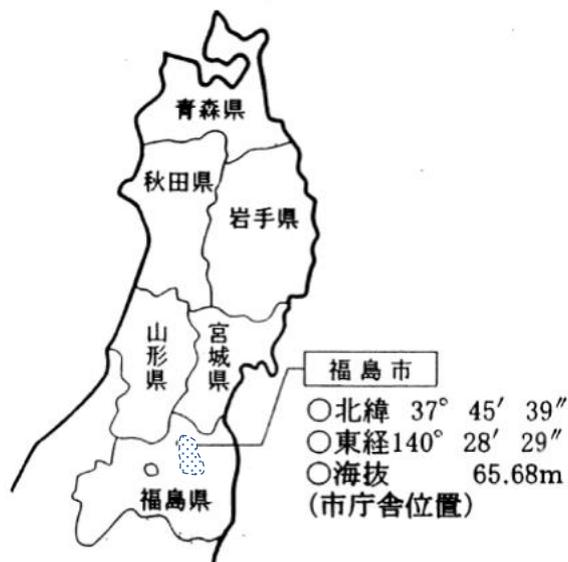
1 福島市略図



- 市制施行・・・明治40年4月1日
- 面積・・・767.72 km²
- 世帯数・・・123,343世帯
- 人口・・・272,733人
- 人口密度・・・355.3人 / km²
(令和6年7月1日現在)

福島県面積・・・13,784.39 km²
(令和6年4月1日現在)

国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」より



2 区域別人口等について

(令和6年7月1日現在)

区 域 名	世 帯 数	人 口	面 積	編 入 年 月 日
本 庁	世帯 20,853	人 38,901	km ² 10.72	明治40年4月1日市制施行 野 田 昭和32年7月1日
渡 利	7,009	14,836	17.50	昭和22年2月11日
杉 妻	6,217	12,579	5.82	昭和22年2月11日
清 水	15,220	34,879	9.17	昭和22年3月10日
東 部	4,226	10,640	29.19	岡山・鎌田の一部 昭和22年3月10日 大 波 昭和30年3月31日 昭和59年10月1日開設 岡山・大波統合
北 信	14,384	31,892	17.28	鎌 田 昭和22年3月10日 瀬 上 昭和22年3月10日 余 目 昭和29年3月31日 平成5年4月1日開設 鎌田・瀬上・余目統合
信 陵	5,953	13,673	48.80	笹 谷 昭和30年3月31日 大笹生 昭和30年3月31日 平成6年7月1日開設 笹谷・大笹生統合
吉 井 田	5,297	11,970	4.52	昭和30年3月31日
西	2,453	6,454	37.06	荒 井 昭和30年3月31日 佐 倉 昭和31年9月30日 昭和59年4月1日開設 佐倉・荒井統合
土湯温泉町	138	322	57.74	昭和30年3月31日
立 子 山	384	990	14.59	昭和30年7月10日
飯 坂	8,080	19,367	270.34	昭和39年 1月1日
松 川	6,665	14,455	63.07	昭和41年 6月1日
信 夫	9,902	23,601	41.21	昭和41年 6月1日
吾 妻	10,015	23,487	111.90	昭和43年10月1日
蓬 萊	4,742	9,915	7.50	昭和50年10月1日開設 新設
飯 野	1,805	4,772	21.31	平成20年7月1日
計	123,343	272,733	767.72	

資料：福島市の推計人口（政策調整部政策調整課統計係）

3 人口及び世帯数の推移について

(毎年7月1日現在)

区分	年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
人口 (人)		285,448	280,992	278,533	275,906	272,733
世帯数 (世帯)		125,465	122,454	122,990	123,333	123,343
面積 (km ²)		767.72	767.72	767.72	767.72	767.72
1世帯当たり人員		2.3	2.3	2.3	2.2	2.2
人口密度 (単位: 人/平方km)		372	366	363	359	355
世帯密度 (単位: 世帯/平方km)		163	160	160	161	161
税務関係職員数		121	121	121	118	116
税務関係職員1人当たり人口		2,359	2,322	2,302	2,338	2,351
税務関係職員1人当たり世帯数		1,037	1,012	1,016	1,045	1,063

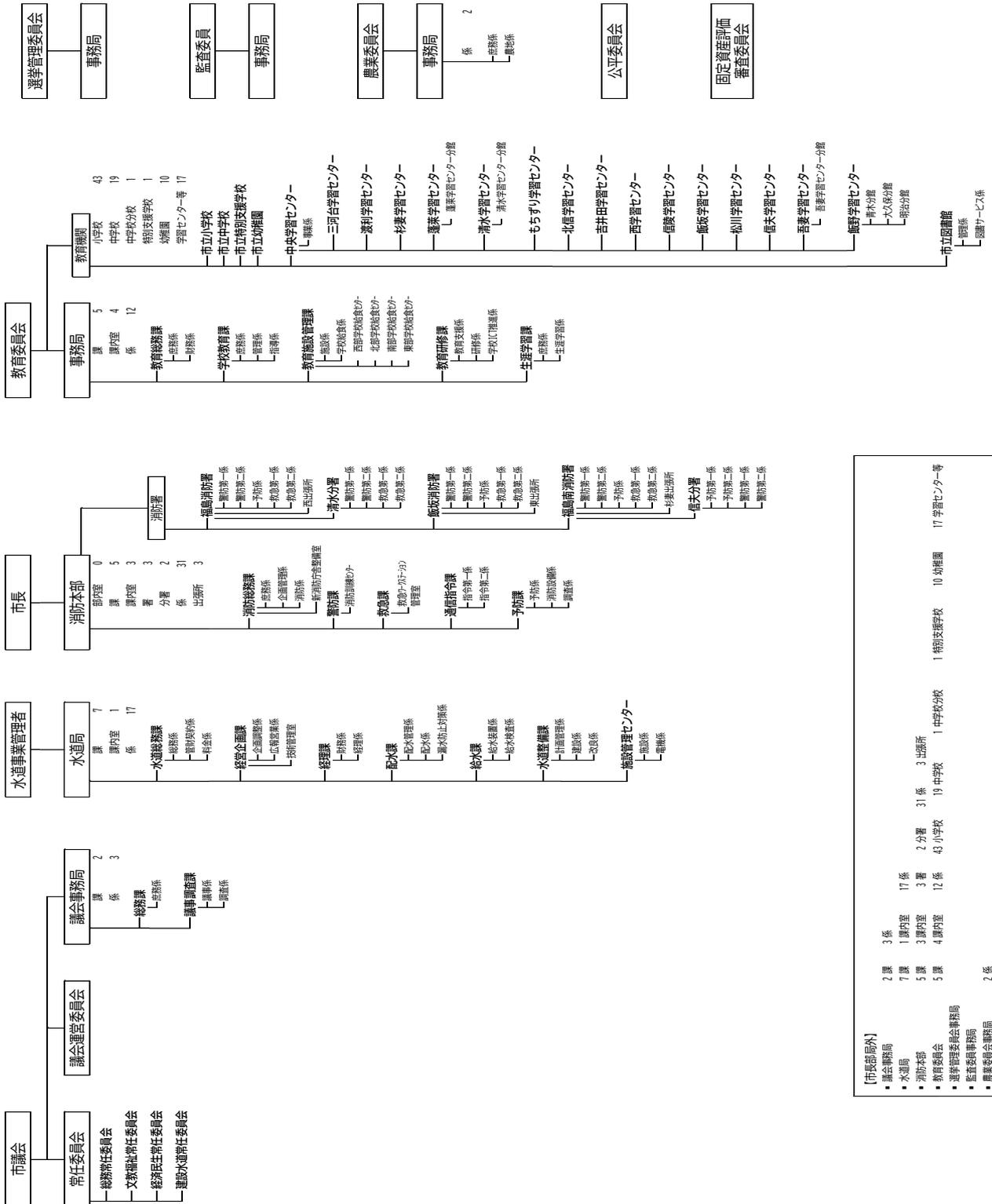
資料: 福島市の推計人口 (政策調整部政策調整課統計係)

4 産業分類 (大分類)、男女別15歳以上就業者数について

(令和2年10月1日現在)

産業 (大分類)	総数	男	女	構成比
	人	人	人	%
総数	130,741	72,018	58,723	100.0
農業、林業	5,055	3,067	1,988	3.9
うち農業	4,909	2,945	1,964	3.8
漁業	10	9	1	0.0
鉱業、採石業、砂利採取業	16	15	1	0.0
建設業	9,879	8,119	1,760	7.6
製造業	19,331	12,930	6,401	14.8
電気・ガス・熱供給・水道業	1,027	885	142	0.8
情報通信業	2,262	1,574	688	1.7
運輸業、郵便業	4,919	4,133	786	3.8
卸売業、小売業	18,748	8,962	9,786	14.3
金融業、保険業	3,477	1,659	1,818	2.7
不動産業、物品賃貸業	2,071	1,156	915	1.6
学術研究、専門・技術サービス業	3,862	2,533	1,329	3.0
宿泊業、飲食サービス業	6,548	2,434	4,114	5.0
生活関連サービス業、娯楽業	4,389	1,707	2,682	3.4
教育、学習支援業	7,040	3,076	3,964	5.4
医療、福祉	19,045	5,151	13,894	14.6
複合サービス事業	1,050	632	418	0.8
サービス業 (他に分類されないもの)	8,560	5,264	3,296	6.5
公務 (他に分類されるものを除く)	8,652	6,129	2,523	6.6
分類不能の産業	4,800	2,583	2,217	3.7

資料: 令和2年国勢調査



【市長(局)外】

- 議会事務局
- 水道局
- 消防本部
- 教育委員会
- 選挙管理委員会事務局
- 監査委員事務局
- 農業委員会事務局

2 課	3 係	7 課	17 係	3 署	2 分署	31 係	3 出張所	10 幼稚園	17 学習センター等
5 課	3 課内室	3 課	3 課内室	12 係	43 小学校	19 中学校	1 中学校分校	1 特別支援学校	
5 課	4 課内室	2 課	2 分署	31 係	17 学習センター等				
2 係									

6 税務機構と事務分掌等について

(令和6年7月1日現在)

機 構		職 員 配 置 表										事 務 分 掌		
		部 長	次 長	課 長	補 佐 課 長	係 長	主 任	主 査	副 主 査	主 事	計			
財 務 部	市 民 税	税 制 係			1	1				4	3	2	11	1 税制の総合企画及び調整に関すること。 2 市税（固定資産税、特別土地保有税及び都市計画税を除く。）の調定に関すること。 3 特別徴収に係る市民税及び県民税の調査及び賦課に関すること。
		第 市 一 民 係 税					1		3	2	4	10	4 普通徴収に係る市民税及び県民税の調査及び賦課に関すること。 5 法人市民税の調査及び賦課に関すること。 6 市民税及び県民税の減免に関すること。 7 軽自動車税の調査及び賦課に関すること。	
		第 市 二 民 係 税				1			1	5	3	10	8 軽自動車税の減免に関すること。 9 原動機付自転車等の標識に関すること。 10 市たばこ税、鉱産税及び入湯税に関すること。 11 地方消費税交付金等に関すること。	
		第 市 三 民 係 税					1		2	5	1	9	12 市税等の諸証明の交付、閲覧の受付及び手数料の収納に関すること。 13 固定資産評価審査委員会に関すること。 14 税務統計等の作成に関すること。 15 徴税吏員等の証票に関すること。（国保年金課所管に属するものを除く。）。	
		計	0	0	1	2	2	0	10	15	10	40		
	資 産 税	資 償 産 係 却			1	1				4	1		7	1 固定資産税及び都市計画税の賦課及び調定に関すること。 2 固定資産税及び都市計画税の減免に関すること。 3 土地の調査及び評価に関すること。 4 土地課税台帳等に関すること。
		土 地 係				1			5	2	3	11	5 家屋の調査及び評価に関すること。 6 家屋課税台帳等に関すること。 7 償却資産の調査及び評価に関すること。 8 償却資産課税台帳等に関すること。	
		家 屋 係					1		7	2	7	17	9 国有資産等所在市町村交付金に関すること。 10 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関すること。 11 特別土地保有税の賦課及び調定に関すること。 12 特別土地保有税の減免に関すること。 13 固定資産評価員に関すること。	
		計	0	0	1	2	1	0	16	5	10	35	14 土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧に関すること。	

(令和6年7月1日現在)			職員配置表								事務分掌			
			部長	次長	課長	補課 佐長	係長	主任	主査	副主査		主事	計	
財 務 部	納 税	管納 理 係 税	1	(1)		1		4	4	3	13	1 納税意識の普及向上に関すること。 2 市税等の過誤納金の還付に関すること。 3 市税等の口座振替に関すること。 4 市収入金の収納管理に関すること。 5 県民税の送納に関すること。 6 市税等の収納決算に関すること。 7 市税等の滞納整理に関すること。 8 市税等の滞納処分に関すること。 9 市税等の欠損処分及び滞納処分の執行停止に関すること。 10 市税等の交付要求に関すること。 11 市税等の公売事務に関すること。 12 債権管理の総合調整及び指導に関すること。 13 その他徴収事務に関すること。		
		第納 一 係 税			1			4	1	1	7			
	第納 二 係 税					1		2		4	7			
	第納 三 係 税					1		3	1	2	7			
	滞 納 整 理 室				2		1	1	2	1	7			
	計	0	1	0	3	3	1	14	8	11	41			
市 民 ・ 文 化 ス ポ ー ツ 部	国 保 年 金 課	国 保 資 格 係			1		1		2	3	3		10	1 国民健康保険被保険者の資格及び被保険者証の交付に関すること。 2 国民健康保険税の賦課及び減免に関すること。
			計	0	1	3	7	7	1	42	31		34	126
合計			0	1	3	7	7	1	42	31	34		126	

※ 兼務の場合は(1)と表記し、実数としては計上しない

※ 国保年金課は、国民健康保険税の賦課関係のみ記載

7 税務職員について

(令和6年7月1日現在)

課別	区分	平均年齢	勤続年数	税務職経験年数
市 民 税 課 (部長、次長を除く)		33.3歳	10年4月	2年9月
資 産 税 課		36.1歳	13年9月	3年1月
納 税 課		36.6歳	14年8月	3年6月
国 保 年 金 課 (賦課)		34.5歳	11年9月	3年5月

Ⅱ 市税と財政の状況

1 一般会計歳入歳出決算額の推移について

(歳 入)

科目	年度 区分	平成31年度(令和元年度)		令和2年度	
		金 額	構成比	金 額	構成比
1	市 税	40,855,149	32.4	39,843,740	24.7
2	地 方 譲 与 税	1,030,008	0.8	1,044,147	0.6
3	利 子 割 交 付 金	27,262	0.0	31,932	0.0
4	配 当 割 交 付 金	133,666	0.1	108,123	0.1
5	株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	65,283	0.1	121,874	0.1
6	法 人 事 業 税 交 付 金	-	-	375,184	0.2
7	地 方 消 費 税 交 付 金	5,572,783	4.4	6,756,270	4.2
8	ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	11,137	0.0	5,775	0.0
9	自 動 車 取 得 税 交 付 金	112,703	0.1	0	0.0
10	環 境 性 能 割 交 付 金	35,397	0.0	63,175	0.0
11	国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	1,967	0.0	1,967	0.0
12	地 方 特 例 交 付 金	541,682	0.4	273,906	0.2
13	地 方 交 付 税	12,957,770	10.3	13,070,118	8.1
14	交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	40,168	0.0	42,903	0.0
15	分 担 金 及 び 負 担 金	907,812	0.7	554,936	0.3
16	使 用 料 及 び 手 数 料	1,672,912	1.3	1,458,308	0.9
17	国 庫 支 出 金	17,203,039	13.7	50,317,575	31.2
18	県 支 出 金	19,712,724	15.7	18,171,130	11.3
19	財 産 収 入	675,699	0.5	3,151,612	1.9
20	寄 附 金	451,431	0.4	1,167,596	0.7
21	繰 入 金	4,203,260	3.3	2,756,859	1.7
22	繰 越 金	5,765,010	4.6	6,329,265	3.9
23	諸 収 入	3,206,312	2.6	3,161,262	2.0
24	市 債	10,808,900	8.6	12,685,400	7.9
歳 入 合 計		125,992,074	100.0	161,493,057	100.0

(歳 出)

科目	年度 区分	平成31年度(令和元年度)		令和2年度	
		金 額	構成比	金 額	構成比
1	議 会 費	638,702	0.5	633,236	0.4
2	総 務 費	12,010,103	10.0	11,770,329	7.6
3	民 生 費	39,642,019	33.1	68,629,321	44.6
4	衛 生 費	9,944,270	8.3	11,490,759	7.5
5	労 働 費	149,142	0.1	112,539	0.1
6	農 林 水 産 業 費	4,170,432	3.5	3,706,621	2.4
7	商 工 費	5,006,653	4.2	9,490,468	6.2
8	土 木 費	11,373,060	9.5	11,414,189	7.4
9	消 防 費	3,247,724	2.7	3,412,395	2.2
10	教 育 費	12,458,085	10.4	13,526,424	8.8
11	災 害 復 旧 費	12,900,989	10.8	11,569,738	7.5
12	公 債 費	8,121,630	6.8	8,131,206	5.3
13	予 備 費	0	0.0	0	0.0
歳 出 合 計		119,662,809	100.0	153,887,225	100.0

(単位：千円、%)

令和3年度		令和4年度		令和5年度	
金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
39,434,470	27.4	40,396,317	30.0	40,644,945	30.5
1,061,677	0.7	990,875	0.7	999,233	0.8
25,741	0.0	14,425	0.0	12,287	0.0
178,683	0.1	142,169	0.1	162,775	0.1
188,769	0.1	99,682	0.1	176,004	0.1
662,431	0.5	708,843	0.5	808,070	0.6
7,337,894	5.1	7,617,019	5.6	7,523,103	5.6
5,915	0.0	5,774	0.0	5,342	0.0
0	0.0	0	0.0	11,122	0.0
65,122	0.0	64,279	0.0	81,803	0.1
1,906	0.0	1,932	0.0	1,945	0.0
932,293	0.7	294,549	0.3	301,659	0.2
15,675,086	10.9	15,223,268	11.3	14,523,956	10.9
42,439	0.0	38,975	0.0	33,967	0.0
588,784	0.4	581,189	0.4	560,002	0.4
1,449,148	1.0	1,457,990	1.1	1,446,814	1.1
31,761,869	22.1	28,847,767	21.4	27,530,371	20.7
13,177,880	9.2	11,315,460	8.4	10,407,480	7.8
1,901,695	1.3	559,901	0.4	544,635	0.4
1,601,929	1.1	1,552,951	1.2	1,853,203	1.4
2,959,634	2.1	2,638,195	2.0	4,351,732	3.3
7,605,833	5.3	10,551,291	7.8	10,042,427	7.5
3,882,499	2.7	2,822,789	2.1	2,974,673	2.2
13,365,120	9.3	8,951,550	6.6	8,358,900	6.3
143,906,817	100.0	134,877,190	100.0	133,356,448	100.0

(令和6年7月1日現在)

(単位：千円、%)

令和3年度		令和4年度		令和5年度	
金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
631,903	0.5	635,066	0.5	631,284	0.5
15,983,182	12.0	15,054,332	12.1	17,044,589	13.3
48,294,126	36.2	46,393,911	37.2	47,066,437	36.8
16,072,239	12.1	14,416,239	11.5	15,074,493	11.8
102,579	0.1	149,209	0.1	99,489	0.1
2,191,509	1.6	2,064,546	1.7	2,263,970	1.8
7,267,873	5.4	4,445,630	3.6	3,878,439	3.0
11,418,162	8.5	14,710,071	11.8	14,174,758	11.1
3,618,869	2.7	3,053,922	2.4	3,133,681	2.4
14,002,528	10.5	12,497,676	10.0	13,432,744	10.5
5,420,414	4.0	2,169,888	1.7	1,325,104	1.0
8,352,142	6.3	9,244,273	7.4	9,788,867	7.7
0	0.0	0	0.0	0	0.0
133,355,526	100.0	124,834,763	100.0	127,913,855	100.0

(令和6年7月1日現在)

2 市税の税目別決算額の推移について

税目	年度 区分	平成31年度(令和元年度)			令和2年度		
		調定額	収入済額	収入率	調定額	収入済額	収入率
普通税		39,148,349	(20,373) 38,042,585	97.2	38,172,362	(14,072) 37,042,544	97.0
市民税		19,486,589	(18,559) 18,863,577	96.8	18,441,539	(12,113) 17,849,005	96.8
個人		16,194,994	(10,668) 15,629,433	96.5	16,077,635	(5,498) 15,556,078	96.8
均等割		514,260	496,301	96.5	514,625	497,931	96.8
所得割		15,680,734	15,133,132	96.5	15,563,010	15,058,147	96.8
法人		3,291,595	(7,891) 3,234,144	98.3	2,363,904	(6,615) 2,292,927	97.0
均等割		847,460	832,669	98.3	858,928	833,138	97.0
法人税割		2,444,135	2,401,475	98.3	1,504,976	1,459,789	97.0
固定資産税		16,925,732	(1,632) 16,477,757	97.4	17,038,305	(1,780) 16,533,804	97.0
土地		5,541,976	5,392,808	97.3	5,583,293	5,415,237	97.0
家屋		7,820,249	7,609,759	97.3	7,981,264	7,741,029	97.0
償却資産		3,281,270	3,192,953	97.3	3,196,356	3,100,146	97.0
交付金		282,237	282,237	100.0	277,392	277,392	100.0
軽自動車税		796,571	(182) 761,794	95.6	846,731	(179) 813,948	96.1
種別割		788,793	(182) 754,016	95.6	815,478	(179) 782,695	96.0
環境性能割		7,778	7,778	100.0	31,253	31,253	100.0
市たばこ税		1,939,457	(0) 1,939,457	100.0	1,845,787	(0) 1,845,787	100.0
特別土地保有税		0	(0) 0	0.0	0	(0) 0	0.0
目的税		2,891,479	(272) 2,812,564	97.3	2,890,535	(300) 2,801,196	96.9
入湯税		116,162	(1) 111,325	95.8	63,483	(0) 58,382	92.0
都市計画税		2,775,317	(271) 2,701,239	97.3	2,827,052	(300) 2,742,814	97.0
合計		42,039,828	(20,645) 40,855,149	97.2	41,062,897	(14,372) 39,843,740	97.0

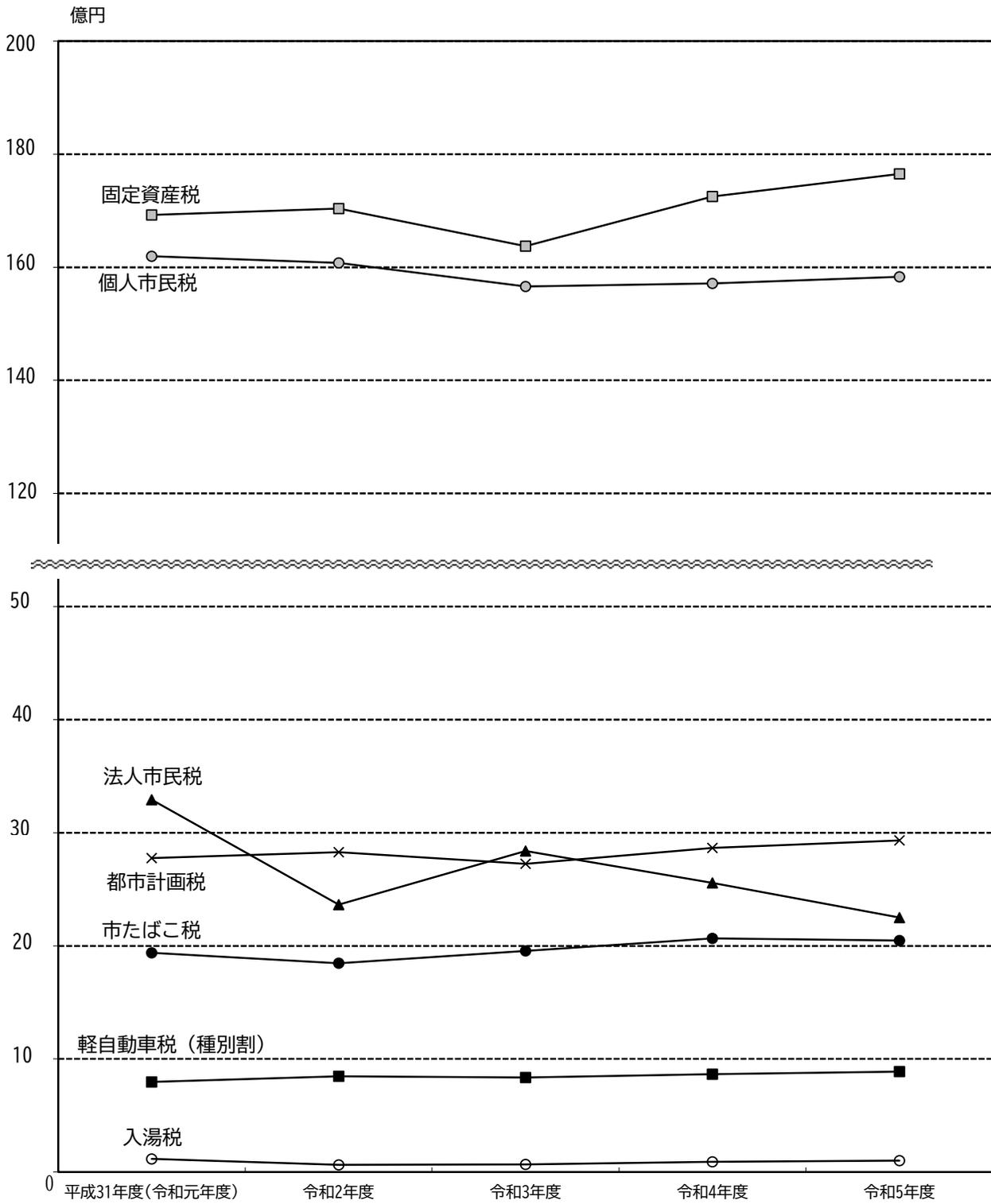
(注) 収入済額上段()は未還付金の内書

(単位：千円、%)

令和3年度			令和4年度			令和5年度		
調定額	収入済額	収入率	調定額	収入済額	収入率	調定額	収入済額	収入率
37,697,687	(9,634) 36,719,964	97.4	38,517,753	(13,177) 37,523,389	97.4	38,725,072	(14,050) 37,698,733	97.3
18,499,030	(7,980) 17,990,851	97.3	18,270,903	(9,694) 17,773,458	97.3	18,083,433	(12,190) 17,570,107	97.2
15,660,603	(6,267) 15,207,076	97.1	15,713,780	(6,665) 15,268,434	97.2	15,832,991	(6,218) 15,371,280	97.1
512,274	497,439	97.1	507,840	493,447	97.2	508,879	494,040	97.1
15,148,329	14,709,637	97.1	15,205,940	14,774,987	97.2	15,324,112	14,877,240	97.1
2,838,427	(1,713) 2,783,775	98.1	2,557,123	(3,029) 2,505,024	98.0	2,250,442	(5,972) 2,198,827	97.7
830,459	814,469	98.1	859,640	842,126	98.0	834,493	815,353	97.7
2,007,968	1,969,306	98.1	1,697,483	1,662,898	98.0	1,415,949	1,383,474	97.7
16,372,977	(1,478) 15,935,118	97.3	17,251,208	(3,260) 16,786,105	97.3	17,650,425	(1,711) 17,168,895	97.3
5,584,031	5,432,163	97.3	5,710,702	5,554,328	97.3	5,856,130	5,693,951	97.2
7,371,854	7,171,362	97.3	8,024,975	7,805,230	97.3	8,203,052	7,975,877	97.2
3,143,675	3,058,176	97.3	3,249,657	3,160,673	97.3	3,328,369	3,236,193	97.2
273,417	273,417	100.0	265,874	265,874	100.0	262,874	262,874	100.0
869,668	(176) 837,983	96.4	929,825	(223) 898,009	96.6	944,148	(149) 912,665	96.7
836,654	(176) 804,969	96.2	865,477	(223) 833,661	96.3	887,468	(149) 855,985	96.5
33,014	33,014	100.0	64,348	64,348	100.0	56,680	56,680	100.0
1,956,012	(0) 1,956,012	100.0	2,065,817	(0) 2,065,817	100.0	2,047,066	(0) 2,047,066	100.0
0	(0) 0	0.0	0	(0) 0	0.0	0	(0) 0	0.0
2,792,805	(250) 2,714,506	97.2	2,955,537	(553) 2,872,928	97.2	3,032,985	(291) 2,946,212	97.1
68,043	(0) 62,988	92.6	90,767	(3) 86,218	95.0	101,181	(2) 95,281	94.2
2,724,762	(250) 2,651,518	97.3	2,864,770	(550) 2,786,710	97.3	2,931,804	(289) 2,850,931	97.2
40,490,492	(9,884) 39,434,470	97.4	41,473,290	(13,730) 40,396,317	97.4	41,758,057	(14,341) 40,644,945	97.3

(令和6年7月1日現在)

○税目別調定額（決算）の推移



3 令和6年度歳入歳出予算（当初）について

（歳 入）

（単位：千円）

科 目	令和6年度予算額	令和5年度予算額	比 較
1 市 税	39,600,000	40,700,000	△ 1,100,000
2 地 方 譲 与 税	1,080,906	1,038,154	42,752
3 利 子 割 交 付 金	14,000	14,000	0
4 配 当 割 交 付 金	125,000	109,000	16,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	58,000	56,000	2,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金	766,000	720,000	46,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金	7,700,000	7,570,000	130,000
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	5,000	5,000	0
9 環 境 性 能 割 交 付 金	74,000	67,000	7,000
10 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	1,945	1,932	13
11 地 方 特 例 交 付 金	1,327,076	292,051	1,035,025
12 地 方 交 付 税	13,300,000	12,000,000	1,300,000
13 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	33,000	39,000	△ 6,000
14 分 担 金 及 び 負 担 金	590,576	535,579	54,997
15 使 用 料 及 び 手 数 料	1,477,881	1,523,377	△ 45,496
16 国 庫 支 出 金	19,251,942	21,122,108	△ 1,870,166
17 県 支 出 金	9,267,880	10,582,556	△ 1,314,676
18 財 産 収 入	391,398	352,573	38,825
19 寄 附 金	1,653,629	1,641,225	12,404
20 繰 入 金	6,886,024	4,657,228	2,228,796
21 繰 越 金	1	1	0
22 諸 収 入	2,982,042	2,689,316	292,726
23 市 債	11,113,700	8,983,900	2,129,800
歳 入 合 計	117,700,000	114,700,000	3,000,000

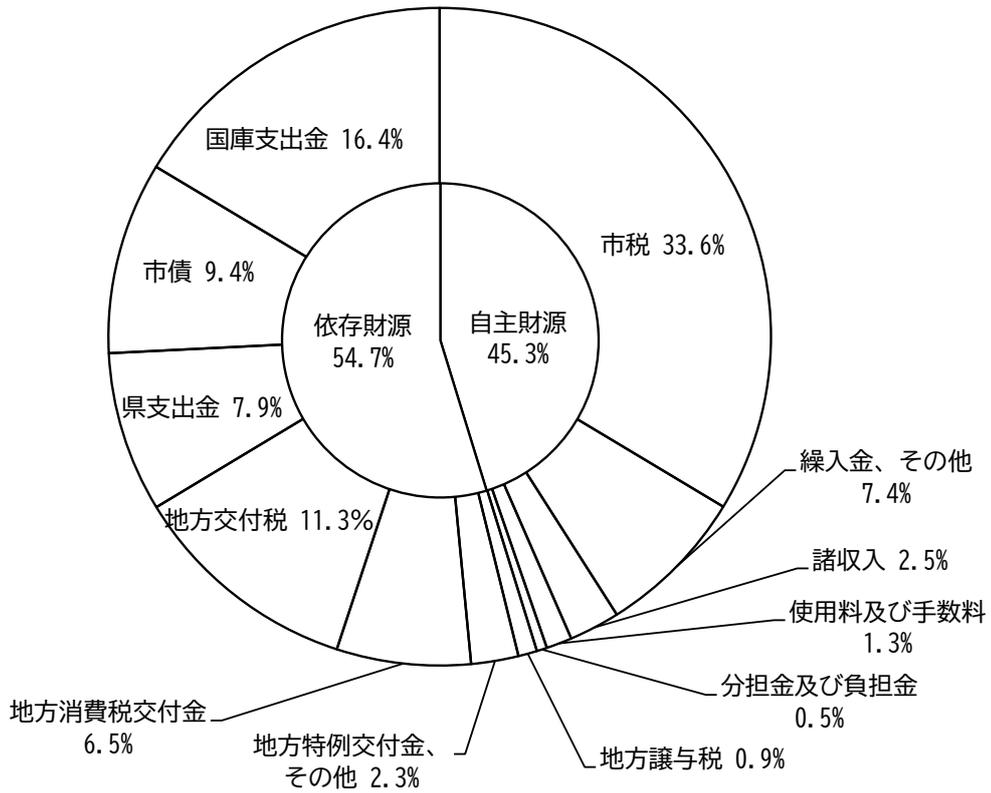
（歳 出）

（単位：千円）

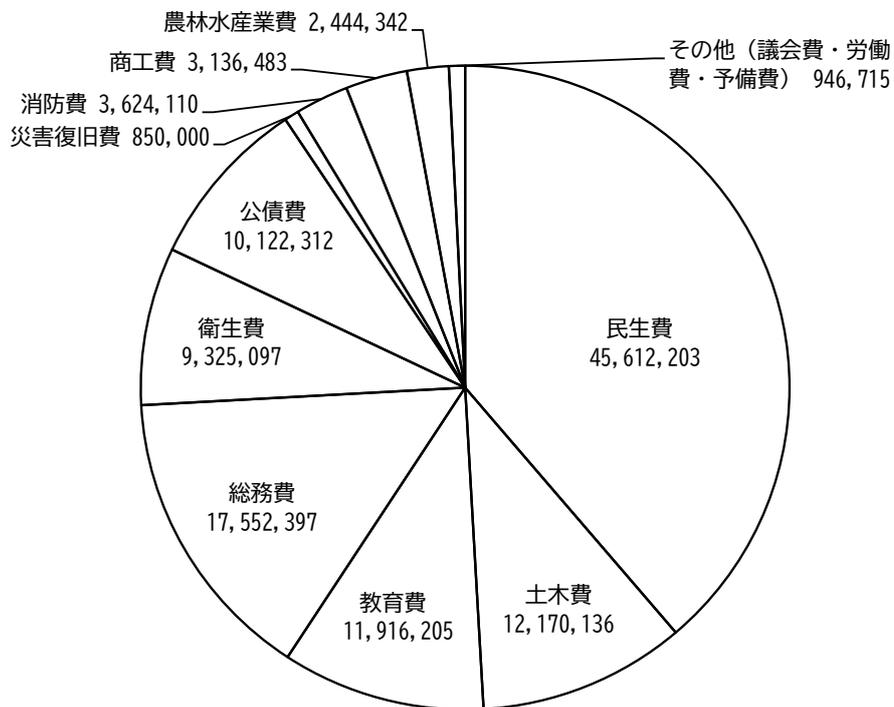
科 目	令和6年度予算額	令和5年度予算額	比 較
1 議 会 費	642,867	644,774	△ 1,907
2 総 務 費	17,552,397	12,271,058	5,281,339
3 民 生 費	45,612,203	43,800,442	1,811,761
4 衛 生 費	9,325,097	11,016,379	△ 1,691,282
5 労 働 費	103,848	102,741	1,107
6 農 林 水 産 業 費	2,444,342	2,223,082	221,260
7 商 工 費	3,136,483	3,207,687	△ 71,204
8 土 木 費	12,170,136	12,896,423	△ 726,287
9 消 防 費	3,624,110	3,116,253	507,857
10 教 育 費	11,916,205	13,266,920	△ 1,350,715
11 災 害 復 旧 費	850,000	2,010,000	△ 1,160,000
12 公 債 費	10,122,312	9,844,241	278,071
13 予 備 費	200,000	300,000	△ 100,000
歳 出 合 計	117,700,000	114,700,000	3,000,000

○令和6年度予算（当初）構成

歳入（財源別構成）



歳出（単位：千円）



4 令和6年度市税歳入予算（当初）について

（単位：千円、％）

税目	年度	令和6年度		令和5年度		比較	
		予算額(A)	構成比	予算額(B)	構成比	(A)－(B)	(A)／(B)
1 市民税		16,707,000	42.19	17,748,000	43.61	△ 1,041,000	94.13
個人		14,387,000	36.33	15,452,000	37.97	△ 1,065,000	93.11
現年課税分		14,276,000	36.05	15,323,000	37.65	△ 1,047,000	93.17
滞納繰越分		111,000	0.28	129,000	0.32	△ 18,000	86.05
法人		2,320,000	5.86	2,296,000	5.64	24,000	101.05
現年課税分		2,311,000	5.84	2,285,000	5.61	26,000	101.14
滞納繰越分		9,000	0.02	11,000	0.03	△ 2,000	81.82
2 固定資産税		16,976,000	42.87	17,030,000	41.84	△ 54,000	99.68
純固定資産税		16,714,000	42.21	16,768,000	41.20	△ 54,000	99.68
現年課税分		16,608,000	41.94	16,628,000	40.86	△ 20,000	99.88
滞納繰越分		106,000	0.27	140,000	0.34	△ 34,000	75.71
交付金		262,000	0.66	262,000	0.64	0	100.00
3 軽自動車税		926,000	2.34	946,000	2.32	△ 20,000	97.89
種別割		866,000	2.19	880,000	2.16	△ 14,000	98.41
現年課税分		859,000	2.17	872,000	2.14	△ 13,000	98.51
滞納繰越分		7,000	0.02	8,000	0.02	△ 1,000	87.50
環境性能割		60,000	0.15	66,000	0.16	△ 6,000	90.91
4 市たばこ税		2,050,000	5.18	2,040,000	5.01	10,000	100.49
5 入湯税		92,000	0.23	84,000	0.21	8,000	109.52
現年課税分		91,999	0.23	83,999	0.21	8,000	109.52
滞納繰越分		1	0.00	1	0.00	0	100.00
6 都市計画税		2,849,000	7.19	2,852,000	7.01	△ 3,000	99.89
現年課税分		2,832,000	7.15	2,829,000	6.95	3,000	100.11
滞納繰越分		17,000	0.04	23,000	0.06	△ 6,000	73.91
合計		39,600,000	100.00	40,700,000	100.00	△ 1,100,000	97.30
現年課税分		39,349,999	99.37	40,388,999	99.24	△ 1,039,000	97.43
滞納繰越分		250,001	0.63	311,001	0.76	△ 61,000	80.39

（令和6年7月1日現在）

Ⅲ 市民税

A 個人市民税

1 納税義務者数及び個人市民税額の推移について

区分	令和元年度				令和2年度				令和3年度			
	納税義務者	構成割合	税額	構成割合	納税義務者	構成割合	税額	構成割合	納税義務者	構成割合	税額	構成割合
給与所得者	人 111,336	% 78.8	千円 13,137,254	% 85.2	人 111,672	% 79.0	千円 13,079,838	% 85.4	人 111,243	% 78.9	千円 12,787,046	% 85.4
営業等所得者	4,229	3.0	567,768	3.7	4,216	3.0	567,579	3.7	4,248	3.0	564,640	3.8
農業所得者	941	0.7	106,537	0.7	880	0.6	85,422	0.6	905	0.6	111,865	0.7
その他の所得者	24,738	17.5	1,600,767	10.4	24,568	17.4	1,585,664	10.4	24,633	17.5	1,509,285	10.1
家屋数のみ	42	0.0	147	0.0	39	0.0	137	0.0	40	0.0	140	0.0
計	141,286	100.0	15,412,473	100.0	141,375	100.0	15,318,640	100.0	141,069	100.0	14,972,976	100.0
対前年比%	100.3		100.0		100.1		99.4		99.8		97.7	

区分	令和4年度				令和5年度				令和6年度			
	納税義務者	構成割合	税額	構成割合	納税義務者	構成割合	税額	構成割合	納税義務者	構成割合	税額	構成割合
給与所得者	人 111,124	% 78.9	千円 12,866,463	% 85.3	人 111,605	% 79.2	千円 12,963,403	% 85.3	人 111,510	% 78.8	千円 12,041,129	% 85.4
営業等所得者	4,143	2.9	610,839	4.0	3,961	2.8	603,543	4.0	3,875	2.7	577,811	4.1
農業所得者	793	0.6	105,028	0.7	765	0.5	94,337	0.6	798	0.6	115,611	0.8
その他の所得者	24,674	17.5	1,510,062	10.0	24,586	17.4	1,541,641	10.1	25,359	17.9	1,359,283	9.6
家屋数のみ	42	0.0	147	0.0	34	0.0	119	0.0	0	0.0	0	0.0
計	140,776	100.0	15,092,539	100.0	140,951	100.0	15,203,043	100.0	141,542	100.0	14,093,834	100.0
対前年比%	99.8		100.8		100.1		100.7		100.4		92.7	

市町村税課税状況等の調より

(令和6年7月1日現在)

2 所得割額に係る納税者負担額（一人当たり）の推移について

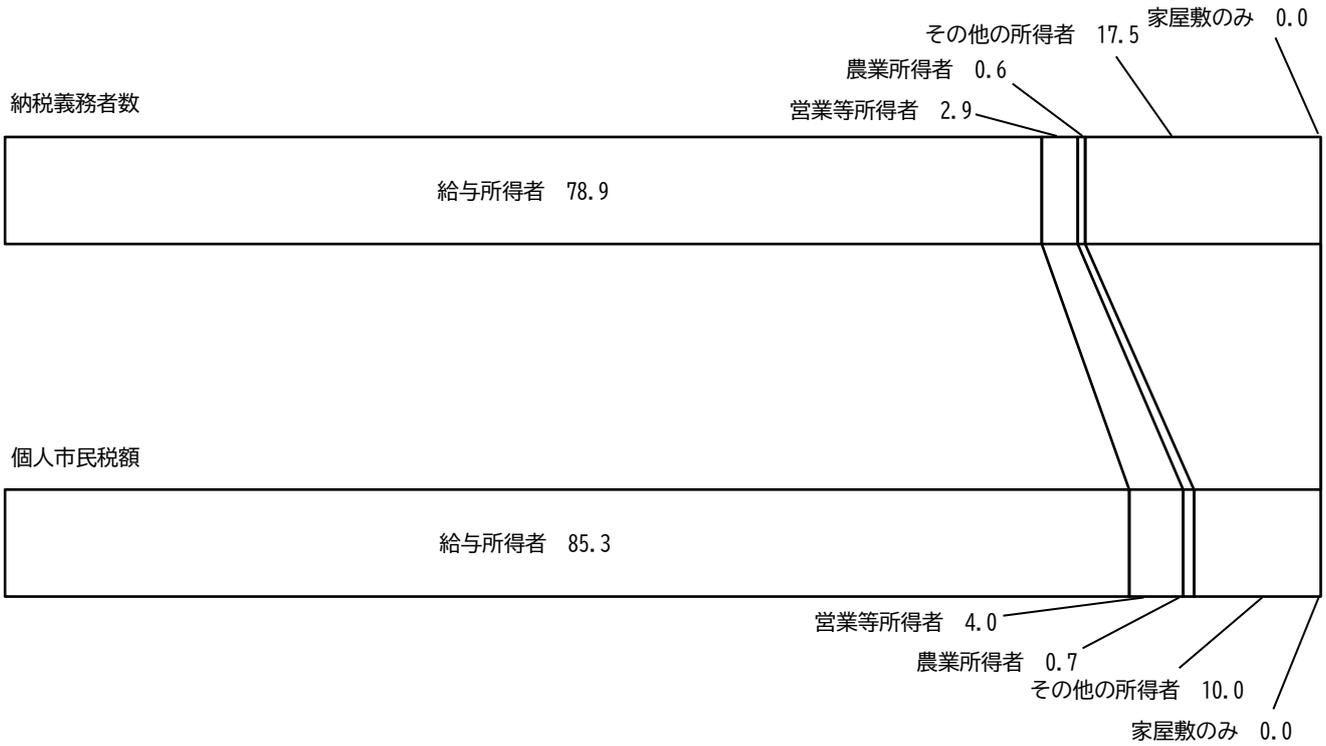
区分	令和元年度			令和2年度			令和3年度		
	納税義務者	所得割額	納税者1人当たり税額	納税義務者	所得割額	納税者1人当たり税額	納税義務者	所得割額	納税者1人当たり税額
給与所得者	106,796	12,747,578	119,364	107,139	12,688,986	118,435	106,936	12,397,696	115,936
営業等所得者	3,588	552,967	154,116	3,587	552,823	154,118	3,668	549,772	149,883
農業所得者	809	103,243	127,618	730	82,342	112,797	798	108,697	136,212
その他の所得者	20,456	1,514,184	74,022	20,289	1,499,676	73,916	20,351	1,423,069	69,926
計	131,649	14,917,972	113,316	131,745	14,823,827	112,519	131,753	14,479,234	109,897
対前年比%	100.3	100.0	99.8	100.1	99.4	99.3	100.0	97.7	97.7

区分	令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	納税義務者	所得割額	納税者1人当たり税額	納税義務者	所得割額	納税者1人当たり税額	納税義務者	所得割額	納税者1人当たり税額
給与所得者	106,790	12,477,529	116,842	107,458	12,572,786	117,002	102,420	11,706,599	114,300
営業等所得者	3,530	596,339	168,935	3,350	589,679	176,024	3,023	566,186	187,293
農業所得者	665	102,252	153,762	642	91,659	142,771	643	113,217	176,076
その他の所得者	20,394	1,423,703	69,810	20,258	1,455,590	71,853	17,788	1,283,206	72,139
計	131,379	14,599,823	111,128	131,708	14,709,714	111,684	123,874	13,669,208	110,348
対前年比%	99.7	100.8	101.1	100.3	100.8	100.5	94.1	92.9	98.8

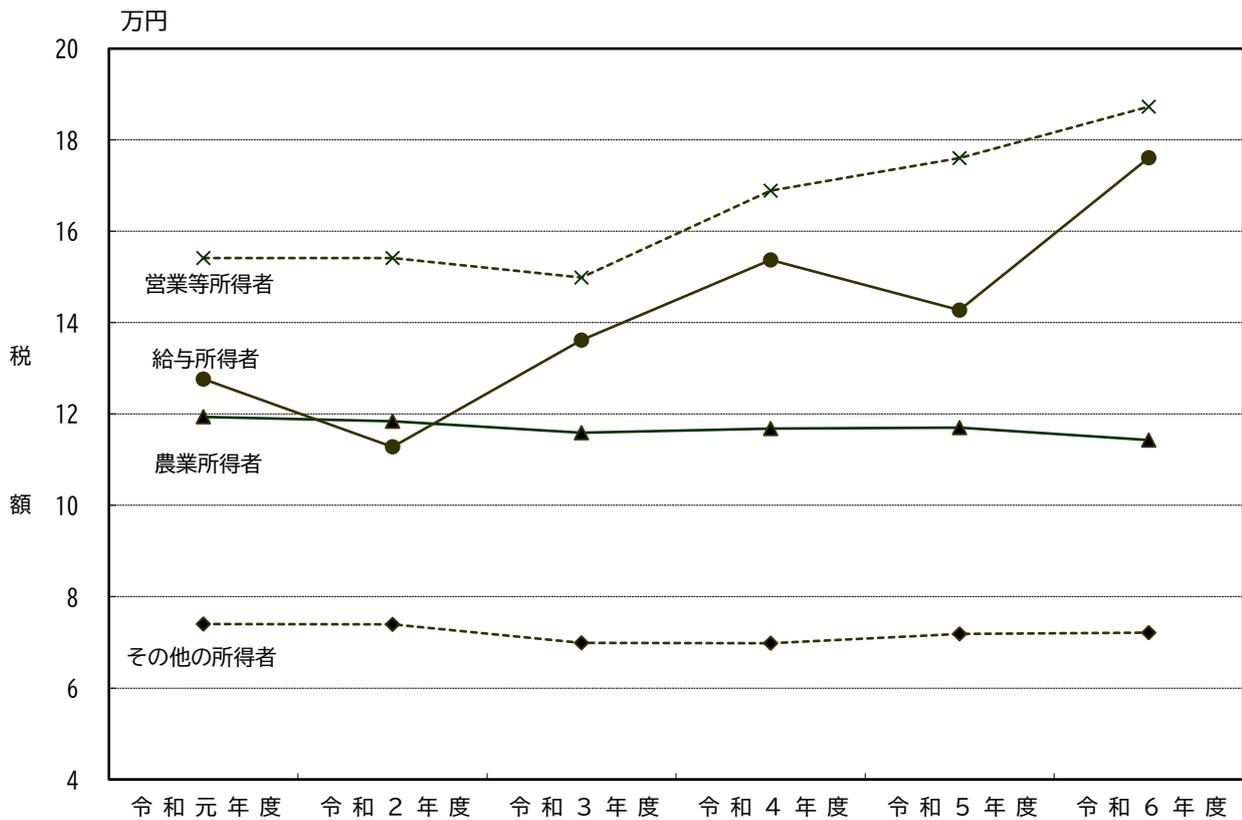
市町村税課税状況等の調より

(令和6年7月1日現在)

○納税義務者数及び個人市民税額の所得区分構成（令和6年度）



○所得区分別納税者一人当たりの負担額（所得割額）の推移



3 個人市民税納税義務者数の推移について

(単位：人)

区分	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実 人 員		141,375	141,069	140,776	140,951	141,542
均 等 割		141,375	141,069	140,776	140,951	141,542
所 得 割		131,745	131,753	131,379	131,708	123,874

市町村税課税状況等の調より

(令和6年7月1日現在)

4 市民税特別徴収義務者数等の推移について

(単位：人)

区分	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
特 別 徴 収 義 務 者 数		10,240	10,214	10,273	10,296	10,374
納 税 義 務 者 数		121,274	122,114	122,227	122,712	123,803
(内訳) 給与特別徴収		97,998	98,329	98,121	98,376	98,374
年金特別徴収		23,276	23,785	24,106	24,336	25,429

市町村税課税状況等の調より

(令和6年7月1日現在)

※平成28年度より特別徴収事業者一斉指定開始

5 市民税及び県民税の所得割税率の推移について

(単位：%)

区分	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市 民 税		6.0	6.0	6.0	6.0	6.0
県 民 税		4.0	4.0	4.0	4.0	4.0

市町村税課税状況等の調より

(令和6年7月1日現在)

6 課税標準額段階別所得金額等について

課税標準額の段階	令和3年度			課税標準額の段階	令和4年度		
	納税者数	所得金額	課税標準額		納税者数	所得金額	課税標準額
10万円以下	5,030	3,608,747	2,189,161	10万円以下	4,900	3,554,994	1,868,553
10万円超	46,874	68,882,011	27,765,463	10万円超	45,818	67,174,178	26,657,518
100万円〃	39,072	100,114,776	56,903,764	100万円〃	38,682	99,090,207	56,779,268
200万円〃	18,836	72,860,701	46,421,567	200万円〃	19,528	75,206,659	48,287,835
300万円〃	10,600	55,458,040	37,292,496	300万円〃	10,900	56,835,910	38,372,984
400万円〃	6,303	40,980,801	29,101,801	400万円〃	6,346	41,304,778	29,545,997
550万円〃	1,773	14,535,335	11,168,179	550万円〃	1,844	15,063,738	11,657,874
700万円〃	1,363	14,106,342	11,676,629	700万円〃	1,396	14,377,170	11,781,031
1,000万円〃	1,902	40,271,096	37,121,463	1,000万円〃	1,965	41,573,481	38,230,078
合計	131,753	410,817,849	259,640,523	合計	131,379	414,181,115	263,181,138

課税標準額の段階	令和5年度			課税標準額の段階	令和6年度		
	納税者数	所得金額	課税標準額		納税者数	所得金額	課税標準額
10万円以下	4,974	3,587,602	2,187,872	10万円以下	246	78,825	1,918,021
10万円超	45,298	65,984,937	26,775,923	10万円超	41,290	60,268,998	25,712,803
100万円〃	38,824	99,565,407	57,254,713	100万円〃	38,867	99,952,939	57,483,807
200万円〃	19,925	76,681,816	49,033,616	200万円〃	20,265	78,139,797	50,191,192
300万円〃	10,957	57,008,211	38,423,635	300万円〃	11,108	57,845,074	39,251,563
400万円〃	6,518	42,417,970	30,176,000	400万円〃	6,700	43,692,332	30,871,971
550万円〃	1,783	14,645,781	11,339,595	550万円〃	1,867	15,298,698	11,677,126
700万円〃	1,446	14,925,322	12,951,432	700万円〃	1,492	15,384,416	12,534,572
1,000万円〃	1,983	42,326,420	39,393,358	1,000万円〃	2,039	42,932,549	39,307,040
合計	131,708	417,143,466	267,536,144	合計	123,874	413,593,628	268,948,095

市町村税課税状況等の調（第12表）より

（令和6年7月1日現在）

B 法人市民税

1 法人市民税の調定額及び法人件数の推移について

(単位：千円)

年度	調定額				法人件数(件)	対前年比(%)
	現年度	過年度	計	対前年比(%)		
令和元年度	3,193,227	58,344	3,251,571	101.0	7,400	99.4
令和2年度	2,274,484	36,744	2,311,228	71.1	7,346	99.3
令和3年度	2,742,507	34,950	2,777,457	120.2	7,346	100.0
令和4年度	2,464,371	42,918	2,507,289	90.3	7,357	100.1
令和5年度	2,161,644	38,620	2,200,264	87.8	7,411	100.7

2 業種別法人件数等の調（令和5年度）について

業種	法人数(件)	税割納付法人数(件)	法人税割調定額(円)	構成比(%)	業種	法人数(件)	税割納付法人数(件)	法人税割調定額(円)	構成比(%)	
農業	61	22	1,962,600	0.1	製造業	電気機械	105	47	46,823,100	3.4
林漁業	12	X	X	0.4		輸送用機械	21	12	15,225,800	1.1
鉱業	5	X	X	0.0		その他	80	32	30,810,100	2.2
建設業	1,191	594	170,131,400	12.3		小計	669	290	246,326,000	17.8
製造業	食品たばこ	100	34	43,311,400	3.1	卸売業	462	228	88,000,900	6.4
	繊維衣類	38	16	4,252,900	0.3	小売業	1,289	545	182,468,100	13.2
	木材パルプ	46	24	8,958,300	0.7	金融保険業	154	87	343,948,700	24.8
	家具	11	X	X	0.0	証券投資業	12	X	X	0.4
	出版印刷	68	23	6,934,200	0.5	不動産業	564	276	52,883,300	3.8
	化学石油	31	22	31,959,400	2.3	運輸通信業	347	155	54,056,600	3.9
	ゴム	4	X	X	0.1	電気ガス供給業	53	23	7,179,800	0.5
	皮革	1	X	X	0.4	一般サービス業	1,640	647	143,701,100	10.4
	窯業土石	27	14	7,403,100	0.5	特別サービス業	952	431	83,291,600	6.0
	鉄鋼	16	X	X	0.6	合計	7,411	3,307	1,384,377,700	100.0
	金属	64	21	8,141,400	0.6					
	一般機械	57	32	28,123,000	2.0					

※税割納付法人数が1桁台の業種については、法人が特定されるため、調定額等を「x」で記載。

(令和6年7月1日現在)

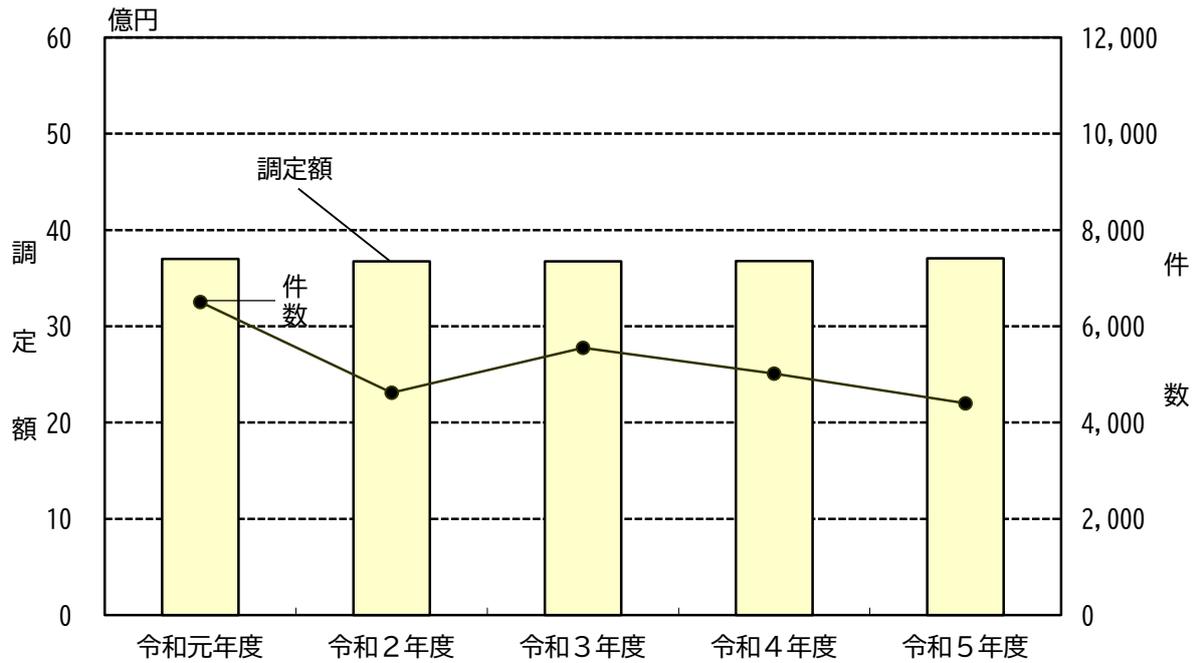
3 月別調定額調（令和5年度）について

(単位：千円、%)

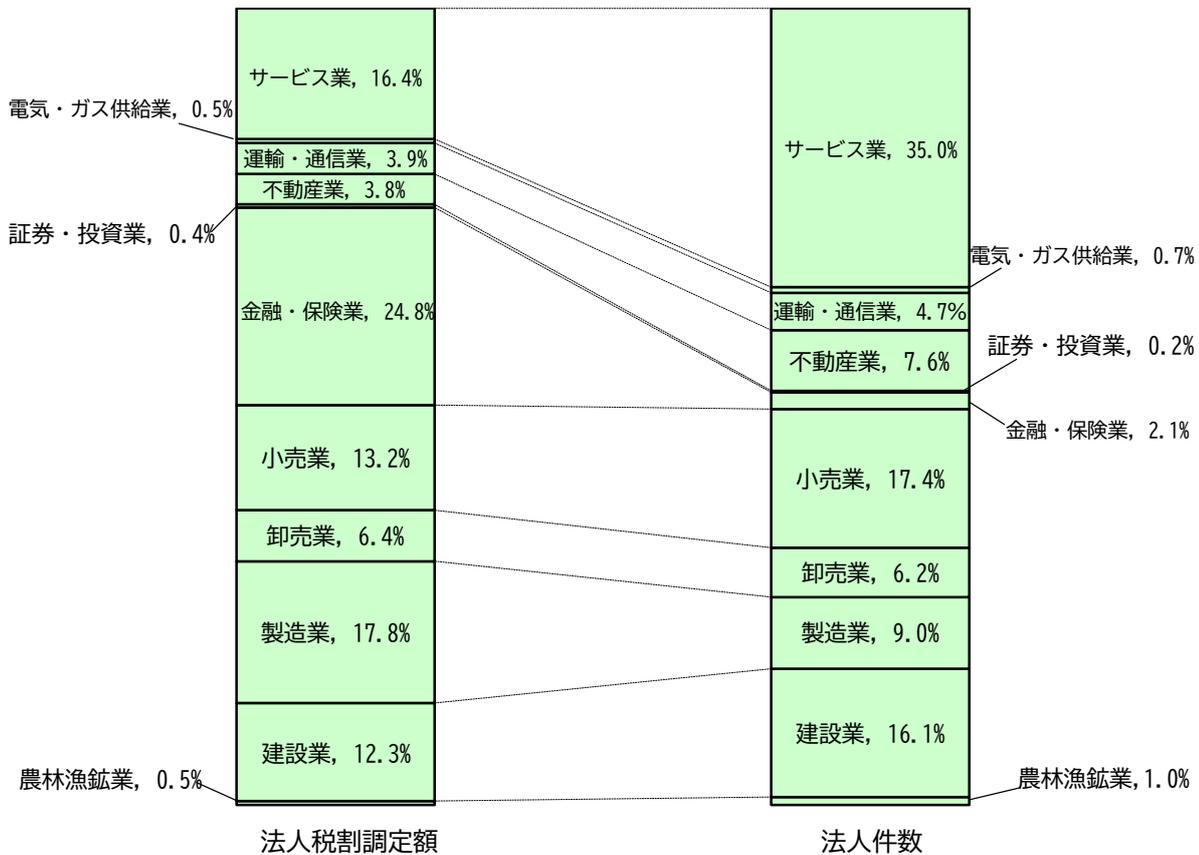
調定月	調定額	構成比	累計額	累計構成比	調定月	調定額	構成比	累計額	累計構成比
4月	105,828	4.8	105,828	4.8	10月	111,608	5.1	1,409,326	64.1
5月	413,157	18.8	518,985	23.6	11月	519,096	23.6	1,928,422	87.6
6月	372,378	16.9	891,363	40.5	12月	49,989	2.3	1,978,411	89.9
7月	204,296	9.3	1,095,659	49.8	1月	57,151	2.6	2,035,562	92.5
8月	137,027	6.2	1,232,686	56.0	2月	83,904	3.8	2,119,466	96.3
9月	65,032	2.9	1,297,718	59.0	3月	80,798	3.7	2,200,264	100.0

(令和6年7月1日現在)

○法人市民税の調定額及び法人件数の推移



○業種別法人件数及び法人税割調定額構成 (令和5年度)



IV 固定資産税・都市計画税

1 固定資産税・都市計画税の納税義務者数の推移について

(単位：人)

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
固定資産税	実人員	103,301	103,403	103,960	104,196	104,269
	土地	80,630	81,036	81,566	81,931	82,222
	家屋	84,491	84,707	85,457	85,813	86,048
	償却資産	4,004	3,586	4,066	4,088	4,112
都市計画税(実人員)		74,247	74,449	74,779	74,983	75,089

(令和6年4月1日現在)

2 土地について

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
田	筆数(筆)	40,640	40,517	40,254	40,100	39,812
	地積(㎡)	35,240,799	35,133,597	35,018,408	34,917,836	34,694,854
	平均価格(円)	379	398	381	378	393
	総価格(千円)	13,364,824	13,967,780	13,327,186	13,198,694	13,650,705
	前年比(%)	93.3	104.5	95.4	99.0	103.4
畑	筆数(筆)	90,001	89,778	89,185	88,697	88,351
	地積(㎡)	71,452,368	71,127,195	70,602,913	68,757,580	68,375,949
	平均価格(円)	360	383	377	380	375
	総価格(千円)	25,726,697	27,244,285	26,630,507	26,121,569	25,623,755
	前年比(%)	96.1	105.9	97.7	98.1	98.1
宅地	筆数(筆)	237,283	238,316	239,301	240,151	240,757
	地積(㎡)	44,584,169	44,755,125	44,805,735	44,908,375	45,046,651
	平均価格(円)	22,050	23,772	23,709	23,691	24,217
	総価格(千円)	983,067,149	1,063,930,944	1,062,308,804	1,063,915,008	1,090,887,325
	前年比(%)	100.6	108.2	99.8	100.2	102.5
山林	筆数(筆)	43,914	43,933	44,099	44,304	44,592
	地積(㎡)	113,397,287	113,014,221	113,322,666	113,416,742	114,365,966
	平均価格(円)	14	14	14	14	13
	総価格(千円)	1,538,191	1,530,332	1,533,656	1,533,594	1,543,721
	前年比(%)	100.3	99.5	100.2	100.0	100.7
その他	筆数(筆)	38,436	38,476	38,640	39,014	38,949
	地積(㎡)	34,807,187	34,820,113	35,171,365	36,541,815	35,780,010
	総価格(千円)	71,870,823	81,375,582	77,514,605	79,449,034	82,479,272
	前年比(%)	99.6	113.2	95.3	102.5	103.8
計	筆数(筆)	450,274	451,020	451,479	452,266	452,461
	地積(㎡)	299,481,810	298,850,251	298,921,087	298,542,348	298,263,430
	総価格(千円)	1,095,567,684	1,188,048,923	1,181,314,758	1,184,217,899	1,214,184,778
	前年比(%)	100.3	108.4	99.4	100.2	102.5

(注) 宅地の筆数は用途区分により重複分あり。

(令和6年4月1日現在)

固定資産概要調書より

3 家屋について

区分		年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
木 造	棟数（棟）		124,707	124,598	123,437	123,301	122,172
	床面積（㎡）		11,859,145	11,913,346	11,899,207	11,880,928	11,929,045
	平均価格（円）						
	総価格（千円）		224,526,627	218,107,536	225,447,586	232,921,269	235,114,455
	前年比（%）		103.8	97.1	103.4	103.3	100.9
木 造 以 外	棟数（棟）		35,280	35,351	35,343	35,403	35,466
	床面積（㎡）		7,952,761	7,972,363	7,964,633	7,906,116	7,938,204
	平均価格（円）						
	総価格（千円）		364,226,413	356,558,757	361,161,623	362,992,848	355,125,434
	前年比（%）		102.0	97.9	101.3	100.5	97.8
計	棟数（棟）		159,987	159,949	158,780	158,704	157,638
	床面積（㎡）		19,811,906	19,885,709	19,863,840	19,787,044	19,867,249
	総価格（千円）		588,753,040	574,666,293	586,609,209	595,914,117	590,239,889
	前年比（%）		102.7	97.6	102.1	101.6	99.0

固定資産概要調書より

（令和6年4月1日現在）

平成30年度：家屋における原子力災害の影響による補正の適用解除

4 償却資産について

（単位：千円）

区分		年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市 長 が 価 格 等 を 決 定 し た も の	構 築 物		49,366,250	49,738,390	52,542,926	52,531,041	51,881,729
	機 械 及 び 装 置		83,739,047	82,206,889	86,489,050	86,861,279	104,158,466
	船 舶		2,489	596	3,250	9,122	7,170
	航 空 機		42,268	4,455	18,676	43,222	24,325
	車 両 及 び 運 搬 具		1,638,793	1,463,081	1,382,699	1,280,941	1,081,047
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品		31,577,678	29,955,684	32,484,087	34,682,921	34,697,704
	小 計		166,366,525	163,369,095	172,920,688	175,408,526	191,850,441
	前年比（%）		100.5	98.2	105.8	101.4	109.4
	法 第 三 八 九 条 関 係	総務大臣配分		77,102,961	76,726,583	76,691,689	76,231,621
県知事配分			3,184,578	2,783,395	2,430,126	2,062,461	1,800,715
小 計			80,287,539	79,509,978	79,121,815	78,294,082	79,001,436
前年比（%）			98.9	99.0	99.5	99.0	100.9
合 計			246,654,064	242,879,073	252,042,503	253,702,608	270,851,877
前年比（%）			100.0	98.5	103.8	100.7	106.8

固定資産概要調書より

（令和6年4月1日現在）

5 国有資産等所在市町村交付金について

（単位：千円）

区分		年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
交 付 金			277,393	273,418	265,875	262,876	262,467
前年比（%）			98.6	98.6	97.2	98.9	99.8

固定資産概要調書より

（令和6年4月1日現在）

○ 固定資産の年度別推移状況調

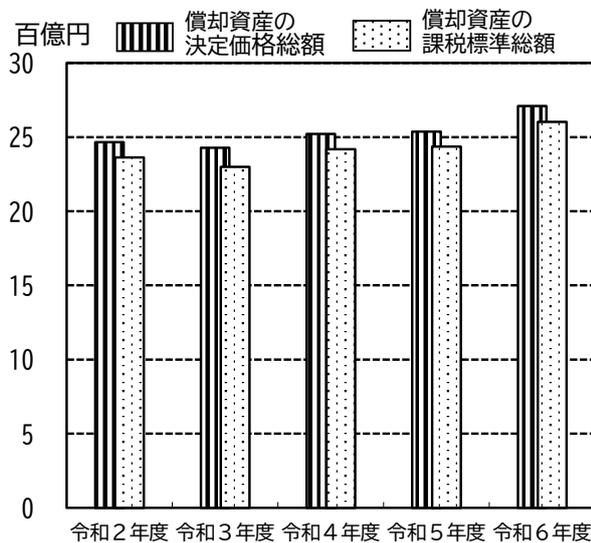
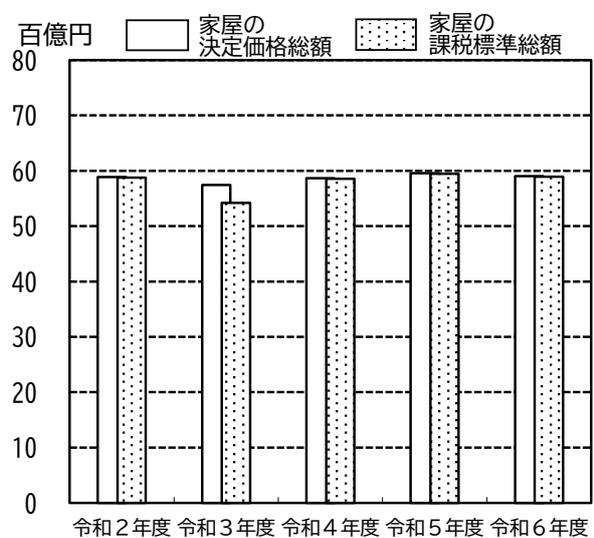
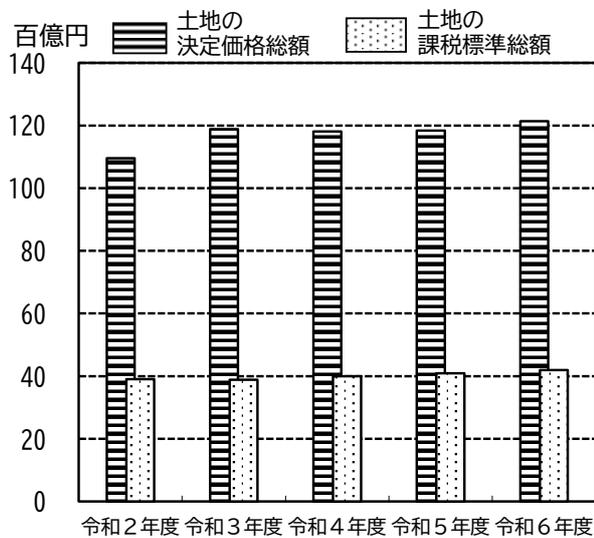
(単位：千円)

区分		年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
土地	決定価格総額		1,095,567,684	1,188,048,923	1,181,314,758	1,184,217,899	1,214,184,778
	課税標準総額		390,750,244	388,879,814	399,501,524	409,103,663	419,242,242
家屋	決定価格総額		588,753,040	574,666,293	586,609,209	595,914,117	590,239,889
	課税標準総額		587,725,250	542,102,566	585,557,878	594,862,640	589,058,198
償却資産	決定価格総額		246,654,064	242,879,073	252,042,503	253,702,608	270,851,877
	課税標準総額		236,257,549	229,939,743	241,747,749	243,626,618	260,214,146

固定資産概要調書より

(令和6年4月1日現在)

○ 固定資産の決定価格総額と課税標準総額の年度別推移状況



注) 平成30年度：家屋における原子力災害の影響による補正の適用解除

6 土地に関する概要（令和6年度）について

(単位：人)

個人・法人の別	区分	総数	法定免税点未満のもの	法定免税点以上のもの
個	人	88,495	9,353	79,142
法	人	3,476	396	3,080
計		91,971	9,749	82,222

(令和6年4月1日現在)

地目	区分	地積				決定	
		非課税地積	評価総地積	法定免税点未満のもの	法定免税点以上のもの	総額	法定免税点未満のもの
		(㎡) (イ)	(㎡) (ロ)	(㎡) (ハ)	(ロ) - (ハ) (㎡) (ニ)	(千円) (ホ)	(千円) (ヘ)
田	一般田	2,211,146	34,010,612	995,511	33,015,101	3,020,813	81,968
	勸告遊休田	0	0	0	0	0	0
	介在田・市街化区域田	709,021	684,242	1,245	682,997	10,629,892	5,405
畑	一般畑	2,539,620	66,576,605	3,960,261	62,616,344	2,468,070	133,706
	介在畑・市街化区域畑	1,094,997	1,799,344	5,812	1,793,532	23,155,685	21,270
	小規模住宅用地		19,784,127	174,787	19,609,340	559,455,920	1,341,340
宅	一般住宅用地		13,470,010	36,092	13,433,918	234,755,167	191,651
	商業地等(非住宅用地)		11,792,514	3,002	11,789,512	296,676,238	19,113
	計	3,981,318	45,046,651	213,881	44,832,770	1,090,887,325	1,552,104
塩田		0	0	0	0	0	0
鉱泉地		280	745	78	667	60,583	181
池沼		961,361	158,489	20,012	138,477	18,439	346
山林	一般山林	24,558,098	114,362,004	10,123,307	104,238,697	1,536,454	130,683
	介在山林	171,956	3,962	0	3,962	7,267	0
牧場		638,558	37,802	0	37,802	1,361	0
原野		15,636,444	20,885,706	1,462,426	19,423,280	189,609	13,904
雑種地	ゴルフ場の用地	0	568,005	0	568,005	774,538	0
	遊園地等の用地	0	0	0	0	0	0
	鉄軌道用地	46,964	1,990,941	5	1,990,936	10,322,464	84
	その他の雑種地	7,650,996	12,138,322	176,390	11,961,932	71,112,278	113,871
	計	7,697,960	14,697,268	176,395	14,520,873	82,209,280	113,955
その他		409,255,811					
合計		469,456,570	298,263,430	16,958,928	281,304,502	1,214,184,778	2,053,522

固定資産概要調書より

価 格		筆 数				単 位 当 た り の 価 格	
法定免税点 以上のもの (ホ) - (ハ) (千円) (ト)	(ト)に係 課税標準額 (千円) (チ)	非課税地 筆 数 (筆) (リ)	評価総筆数 (筆) (ヌ)	法定免税点 未滿のもの (筆) (ル)	法定免税点 以上のもの (ヌ) - (ル) (筆) (ヲ)	平均価格 (ホ) (口) (円/㎡) (ワ)	最高価格 (円/㎡) (カ)
2,938,845	2,930,427	7,675	38,479	1,753	36,726	89	130
0	0	0	0	0	0	0	0
10,624,487	3,684,297	4,157	1,333	17	1,316	15,535	45,620
2,334,364	2,320,207	13,383	83,684	6,253	77,431	37	95
23,134,415	7,534,347	5,683	4,667	70	4,597	12,869	49,722
558,114,580	91,512,557		125,512	2,069	123,443	28,278	117,347
234,563,516	77,329,705		90,223	1,114	89,109	17,428	112,504
296,657,125	181,847,878		25,022	106	24,916	25,158	193,700
1,089,335,221	350,690,140	12,923	240,757	3,289	237,468	24,217	193,700
0	0	0	0	0	0	0	0
60,402	59,159	15	97	5	92	81,319	2,710,740
18,093	12,461	328	281	60	221	116	1,292
1,405,771	1,386,011	7,858	44,584	6,131	38,453	13	55
7,267	5,071	139	8	0	8	1,834	3,570
1,361	1,361	95	15	0	15	36	36
175,705	174,715	3,693	12,373	1,724	10,649	9	1,945
774,538	464,723	1	93	0	93	1,364	1,366
0	0	0	0	0	0	0	0
10,322,380	5,539,330	187	4,283	1	4,282	5,185	30,470
70,998,407	43,701,663	6,921	21,807	1,244	20,563	5,858	99,350
82,095,325	49,705,716	7,109	26,183	1,245	24,938	5,594	99,350
		170,285					
1,212,131,256	418,503,912	233,343	452,461	20,547	431,914	4,071	

(令和6年4月1日現在)

7 家屋に関する概要（令和6年度）について

(1) 総括表

区 分		棟 数	床面積 (㎡)	決定価格 (千円)
木 造	総 数	122,172	11,929,045	235,114,455
	法定免税点未満のもの	4,780	208,760	239,355
	法定免税点以上のもの	117,392	11,720,285	234,875,100
木 造 以 外	総 数	35,466	7,938,204	355,125,434
	法定免税点未満のもの	233	6,618	21,224
	法定免税点以上のもの	35,233	7,931,586	355,104,210
計	総 数	157,638	19,867,249	590,239,889
	法定免税点未満のもの	5,013	215,378	260,579
	法定免税点以上のもの	152,625	19,651,871	589,979,310
非 課 税 家 屋		5,092	2,355,591	

納税義務者数に関する調 (単位：人)

区 分		単位当たり価格 (円)
木 造	総 数	19,709
	法定免税点未満のもの	1,147
	法定免税点以上のもの	20,040
木 造 以 外	総 数	44,736
	法定免税点未満のもの	3,207
	法定免税点以上のもの	44,771
計	総 数	29,709
	法定免税点未満のもの	1,210
	法定免税点以上のもの	30,022
非 課 税 家 屋		

区分 個人・ 法人の別	総数	法定免税点 未満のもの	法定免税点 以上のもの
個 人	85,491	2,955	82,536
法 人	3,604	92	3,512
計	89,095	3,047	86,048

(令和6年4月1日現在)

固定資産概要調書より (令和6年4月1日現在)

(2) 所有者区分による家屋に関する調

○ 個人が所有する家屋

区 分		棟 数	床 面 積 (㎡)	決 定 価 格 (千円)	課 税 標 準 額 (千円)	単 位 当 たり 価 格 (円)
木 造	総 数	117,818	11,359,707	223,402,022	223,398,307	19,666
	法定免税点未満のもの	4,679	204,861	233,403	233,063	1,139
	法定免税点以上のもの	113,139	11,154,846	223,168,619	223,165,244	20,006
木 造 以 外	総 数	27,274	3,178,941	124,187,235	124,187,157	39,066
	法定免税点未満のもの	206	5,917	18,375	18,374	3,105
	法定免税点以上のもの	27,068	3,173,024	124,168,860	124,168,783	39,133
計	総 数	145,092	14,538,648	347,589,257	347,585,464	23,908
	法定免税点未満のもの	4,885	210,778	251,778	251,437	1,195
	法定免税点以上のもの	140,207	14,327,870	347,337,479	347,334,027	24,242

○ 法人が所有する家屋

区 分		棟 数	床 面 積 (㎡)	決 定 価 格 (千円)	課 税 標 準 額 (千円)	単 位 当 たり 価 格 (円)
木 造	総 数	4,354	569,338	11,712,433	11,711,269	20,572
	法定免税点未満のもの	101	3,899	5,952	5,875	1,527
	法定免税点以上のもの	4,253	565,439	11,706,481	11,705,394	20,703
木 造 以 外	総 数	8,192	4,759,263	230,938,199	229,761,465	48,524
	法定免税点未満のもの	27	701	2,849	2,849	4,064
	法定免税点以上のもの	8,165	4,758,562	230,935,350	229,758,616	48,530
計	総 数	12,546	5,328,601	242,650,632	241,472,734	45,537
	法定免税点未満のもの	128	4,600	8,801	8,724	1,913
	法定免税点以上のもの	12,418	5,324,001	242,641,831	241,464,010	45,575

○ 合 計

区 分		棟 数	床 面 積 (㎡)	決 定 価 格 (千円)	課 税 標 準 額 (千円)	単 位 当 たり 価 格 (円)
木 造	総 数	122,172	11,929,045	235,114,455	235,109,576	19,709
	法定免税点未満のもの	4,780	208,760	239,355	238,938	1,147
	法定免税点以上のもの	117,392	11,720,285	234,875,100	234,870,638	20,040
木 造 以 外	総 数	35,466	7,938,204	355,125,434	353,948,622	44,736
	法定免税点未満のもの	233	6,618	21,224	21,223	3,207
	法定免税点以上のもの	35,233	7,931,586	355,104,210	353,927,399	44,771
計	総 数	157,638	19,867,249	590,239,889	589,058,198	29,709
	法定免税点未満のもの	5,013	215,378	260,579	260,161	1,210
	法定免税点以上のもの	152,625	19,651,871	589,979,310	588,798,037	30,022

固定資産概要調書より

(令和6年4月1日現在)

8 償却資産に関する概要(令和6年度) について

納税義務者数に関する調

(単位：人)

個人・法人の別	区分	総 数	法定免税点未満のもの	法定免税点以上のもの
個	人	2,938	1,901	1,037
法	人	5,780	2,705	3,075
計		8,718	4,606	4,112

(令和6年4月1日現在)

価格等に関する調

種 類	決 定 価 格 (千円)	課 税 標 準 額 (千円)	課 税 標 準 額 の 内 訳		
			法第349条の3又は法附則第15条の規定の適用を受けるもの(イ) (千円)	(イ) 以外のもの (ロ) (千円)	
市町村長が価格等を決定したもの	構 築 物	51,881,729	50,799,358	554,857	50,244,501
	機 械 及 び 装 置	104,158,466	98,211,140	7,206,333	91,004,807
	船 舶	7,170	7,170	0	7,170
	航 空 機	24,325	24,325	0	24,325
	車 両 及 び 運 搬 具	1,081,047	1,000,084	40,654	959,430
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	34,697,704	34,640,364	26,056	34,614,308
	小 計 (ハ)	191,850,441	184,682,441	7,827,900	176,854,541
法第三八九条関係	総務大臣が価格等を決定し配分したもの	77,200,721	73,730,990		
	都道府県知事が価格等を決定し配分したもの	1,800,715	1,800,715		
	小 計 (ニ)	79,001,436	75,531,705		
法第743条第1項の規定により 道府県知事が価格等を決定したもの(ホ)		-	-		
合 計 (ハ) +(ニ) +(ホ)		270,851,877	260,214,146		
同上内訳	市 町 村 分 の 額		260,214,146		
	都 道 府 県 分 の 額		-		

固定資産概要調書より

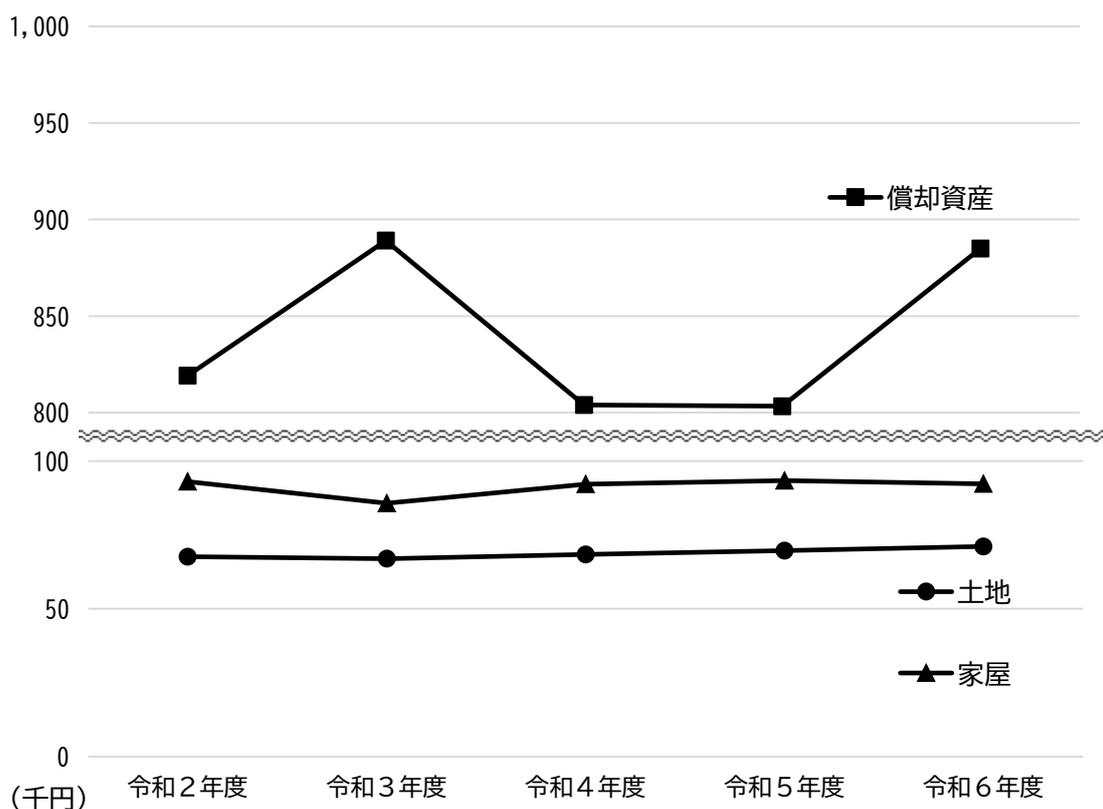
(令和6年4月1日現在)

9 納税者一人当たり負担額等の推移について

(土地、家屋、償却資産)

区分		年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		土地	税 額 (千円)	5,452,202	5,425,991	5,576,069	5,708,300
	納税義務者(人)	80,630	81,036	81,566	81,931	82,222	
	1人当たり税額(円)	67,620	66,958	68,363	69,672	71,108	
家 屋	税 額 (千円)	7,865,384	7,262,049	7,879,406	8,014,399	7,944,795	
	納税義務者(人)	84,491	84,707	85,457	85,813	86,048	
	1人当たり税額(円)	93,091	85,731	92,203	93,394	92,330	
償却資産	税 額 (千円)	3,280,104	3,188,138	3,269,109	3,284,066	3,639,045	
	納税義務者(人)	4,004	3,586	4,066	4,088	4,112	
	1人当たり税額(円)	819,207	889,051	804,011	803,343	884,982	

(令和6年4月1日現在)



10 都市計画税に関する概要（令和6年度）について

(単位：千㎡)

福島市の面積	課税区域の面積			
	市街化区域	市街化調整区域	その他	計
767,720	33,408	-	-	33,408

都市計画区域の面積				都市計画事業の認可の有無	
市街化区域	市街化調整区域	その他	計	有	無
50,433	178,309	-	228,742	○	

(令和6年4月1日現在)

納税義務者数

(単位：人)

区分		総数	法定免税点未満のもの	法定免税点以上のもの
土地	個人	58,634	888	57,746
	法人	2,412	100	2,312
	計	61,046	988	60,058
家屋	個人	61,989	1,075	60,914
	法人	2,820	44	2,776
	計	64,809	1,119	63,690
実数	個人	73,182	1,281	71,901
	法人	3,314	126	3,188
	計	76,496	1,407	75,089

(令和6年4月1日現在)

地積及び床面積、決定価格等に関する調

区 分		面 積 (土地：千㎡、家屋：㎡)	筆数・棟数	決 定 価 格 (千円)	課税標準額 (千円)	税 率
土 地	宅 地 等	宅 地	28,406	159,813	924,992,949	428,495,763
		そ の 他	2,823	8,692	55,791,524	33,260,018
		小 計	31,229	168,505	980,784,473	461,755,781
	農 地	2,082	4,886	30,705,263	16,810,067	
	計	33,311	173,391	1,011,489,736	478,565,848	
家 屋	木 造 家 屋	7,688,786	73,079	174,186,231	174,182,711	
	木造以外の家屋	6,588,386	26,829	313,877,240	312,947,511	
	計	14,277,172	99,908	488,063,471	487,130,222	
合 計				1,499,553,207	965,696,070	0.30%

(令和6年4月1日現在)

V 諸 税

1 軽自動車税（当初調定）について

区分		年度	令和元年度		令和2年度	
			台数	調定額	台数	調定額
原動機付自転車	第一種	7,840	15,680,000	7,481	14,962,000	
	三力一	222	821,400	206	762,200	
	第二種乙	1,178	2,356,000	1,153	2,306,000	
	第二種甲	1,772	4,252,800	1,877	4,504,800	
	特定小型原動機付自転車	—	—	—	—	
原動機付自転車の合計		11,012	23,110,200	10,717	22,535,000	
軽二輪		3,812	13,723,200	3,843	13,834,800	
	ボート・トレーラー等	204	734,400	208	748,800	
軽三輪		3	13,800	2	9,200	
軽四輪乗用	自家用	65,456	597,690,300	66,567	625,517,700	
	営業用	8	50,900	9	59,100	
	電気自動車	20	147,600	21	154,800	
軽四輪貨物	自家用	18,624	92,034,600	18,395	91,976,800	
	営業用	418	1,456,400	482	1,673,500	
	電気自動車	14	58,000	14	59,000	
軽四輪車の合計		84,540	691,437,800	85,488	719,440,900	
雪上車		1	3,600	1	3,600	
小型特殊自動車	農耕作業用	4,276	10,262,400	4,231	10,154,400	
	内燃機関のもの	861	5,079,900	862	5,085,800	
	電気自動車	67	395,300	70	413,000	
二輪の小型自動車		4,575	27,450,000	4,606	27,636,000	
合計		109,351	772,210,600	110,028	799,861,500	
納税義務者数		75,844		76,031		

(単位：台、円、人)

令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
台数	調定額	台数	調定額	台数	調定額	台数	調定額
7,120	14,240,000	6,810	13,620,000	6,456	12,912,000	6,121	12,242,000
197	728,900	190	703,000	184	680,800	178	658,600
1,181	2,362,000	1,194	2,388,000	1,196	2,392,000	1,198	2,396,000
1,995	4,788,000	2,104	5,049,600	2,204	5,289,600	2,317	5,560,800
—	—	—	—	—	—	13	26,000
10,493	22,118,900	10,298	21,760,600	10,040	21,274,400	9,827	20,883,400
3,849	13,856,400	3,890	14,004,000	3,993	14,374,800	4,021	14,475,600
216	777,600	217	781,200	216	777,600	217	781,200
2	9,200	2	9,200	2	9,200	2	9,200
67,084	647,740,800	67,580	675,028,200	68,240	695,620,200	68,381	708,760,500
10	67,000	10	67,400	21	144,200	30	204,600
19	140,400	19	122,400	170	567,000	250	1,981,800
18,137	91,744,000	18,188	93,163,000	18,243	94,402,000	18,127	94,582,000
467	1,694,200	469	1,732,100	482	1,789,700	486	1,827,800
11	46,000	11	46,000	23	51,000	27	101,000
85,728	741,432,400	86,277	770,159,100	87,179	792,574,100	87,301	807,457,700
1	3,600	1	3,600	1	3,600	1	3,600
4,292	10,300,800	4,359	10,461,600	4,372	10,492,800	4,355	10,452,000
889	5,245,100	917	5,410,300	948	5,593,200	974	5,746,600
71	418,900	72	424,800	75	442,500	76	448,400
4,691	28,146,000	4,831	28,986,000	4,997	29,982,000	5,071	30,426,000
110,232	822,308,900	110,864	852,000,400	111,823	875,524,200	111,845	890,683,700
76,031		76,387		76,680		76,879	

(令和6年5月8日現在)

2 市たばこ税について

(単位：千本、千円、%)

区分		年度				
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
課 税 標 準	旧3級品以外	336,716	314,086	310,028	315,295	312,433
	旧3級品	5,650	-	-	-	-
調 定 額		1,939,406	1,845,788	1,956,012	2,065,817	2,047,066
前 年 比		100.3	95.2	106.0	105.6	99.1

※ 滞納繰越分を除く

(令和6年7月1日現在)

3 入湯税について

(単位：人、千円、%)

区分		年度				
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
入 湯 客 数		889,724	478,776	528,898	705,170	803,782
調 定 額		110,908	58,219	62,637	85,740	96,721
前 年 比		95.6	52.5	107.6	136.9	112.8
特別徴収義務者数		82	79	78	77	74

※ 滞納繰越分を除く

(令和6年7月1日現在)

VI 徴 収

1 令和6年度徴税费予算細目別内訳(当初)について

(単位：千円)

科 目	令和6年度予算額	令和5年度予算額	比 較
固定資産評価審査委員会費	338	364	△ 26
給 与 費	722,252	729,175	△ 6,923
税 務 事 務 費	7,191	4,699	2,492
賦 課 事 務 費	148,027	207,996	△ 59,969
徴 収 事 務 費	298,587	301,513	△ 2,926
新型コロナウイルス感染症対策費	0	1,998	△ 1,998
合 計	1,176,395	1,245,745	△ 69,350

(令和6年7月1日現在)

2 令和6年度徴税费予算節別内訳(当初)について

(単位：千円)

科 目	令和6年度予算額	令和5年度予算額	比 較
報 酬	26,738	25,684	1,054
給 料	388,881	394,592	△ 5,711
職 員 手 当 等	224,333	218,318	6,015
共 済 費	122,641	123,432	△ 791
報 償 費	1,516	1,513	3
旅 費	1,976	2,153	△ 177
需 用 費	11,481	11,811	△ 330
役 務 費	27,826	23,893	3,933
委 託 料	165,537	238,314	△ 72,777
使 用 料 及 び 賃 借 料	46,449	45,548	901
負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	20,017	18,487	1,530
償 還 金 利 子 及 び 割 引 料	139,000	142,000	△ 3,000
合 計	1,176,395	1,245,745	△ 69,350

(令和6年7月1日現在)

3 市税過誤納還付金（歳出還付分）について

(単位：件、千円、%)

区分	年度	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
発生	前年度よりの繰越未還付分	514	4,071	557	4,754	548	4,154
	現年度発生分	5,052	108,474	4,278	101,613	3,999	141,927
	計 (A)	5,566	112,545	4,835	106,367	4,547	146,081
還付済 (B)		5,009	107,791	4,287	102,213	3,947	139,934
還付率 (B) / (A)		90.0	95.8	88.7	96.1	86.8	95.8
未還付		557	4,754	548	4,154	600	6,147

(令和6年7月1日現在)

4 口座振替制度利用状況について

区分	税目	市県民税	固定資産税 都市計画税	軽自動車税	国民健康保険税	計 (平均利用率)
納税義務者数		人 29,538	人 101,781	台 112,319	人 28,067	人 271,705
振替者数		人 6,259	人 53,202	台 5,938	人 9,472	人 74,871
振替利用率		% 21.19	% 52.27	% 5.29	% 33.75	% 27.56

(令和6年度当初賦課時)

5 県税徴収事務費委託金について

区分	年度	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		乗率	算出基礎 (千円)	前年比 (%)	交付額 (千円)	算出基礎 (千円)	前年比 (%)	交付額 (千円)	算出基礎 (千円)	前年比 (%)
納税義務者割		(人)			(人)			(人)		
	③3,300	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	③3,000	140,772	-	427,206	140,504	-	424,872	140,484	-	424,362
納付額分		511	55.7	36	909	177.9	64	621	68.3	43
平成18年度 以前課税分	$\frac{7}{100}$	221	48.3	15	177	80.1	12	47	26.6	3
延滞金	$\frac{7}{100}$	290	63.2	20	732	252.4	51	574	78.4	40
還付金等分		34,416	101.7	13,777	39,174	113.8	15,681	33,931	86.6	13,584
計			100.1	441,019		99.9	440,617		99.4	437,989

※地方税法第47条の改正により、平成19年7月申請分から算定方法が変更された。(令和6年7月1日現在)

※平成23年7月申請分より納税義務者1人当り交付額が変更された。(3,300円→3,000円)

※四捨五入のため小計値と合計値が一致しない場合がある。

6 差押執行状況について

(単位：人、千円)

区分		不 動 産	動 産	無体財産権	債 権	合 計
年度						
令和元年度	件 数	73	0	7	1,759	1,839
	金 額	77,507	0	49,562	710,774	837,843
令和2年度	件 数	42	1	0	1,136	1,179
	金 額	30,812	3,054	0	320,869	354,735
令和3年度	件 数	91	0	3	2,350	2,444
	金 額	160,160	0	3,470	671,596	835,226
令和4年度	件 数	61	1	4	2,333	2,399
	金 額	48,061	27	28,835	529,066	605,989
令和5年度	件 数	50	3	1	2,171	2,225
	金 額	40,375	7,211	8,123	564,931	620,640

市税及び国保税の合計額

(令和6年7月1日現在)

7 公売執行状況について

(単位：件)

区分	公 売 物 件			売 却 物 件			売却代金 (千円)
	不 動 産	動 産	計	不 動 産	動 産	計	
令和元年度	2	1	3	2	1	3	69,054
令和2年度	0	1	1	0	1	1	36
令和3年度	0	0	0	0	0	0	0
令和4年度	0	1	1	0	1	1	27
令和5年度	1	2	3	1	2	3	32,252

(令和6年7月1日現在)

8 不納欠損処分について

(1) 税目別不納欠損額の推移

(単位：人、件、円)

税目	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	個人市民税	人員	759	898	386	508
	件数	2,289	2,691	1,133	1,382	2,050
	金額	38,315,661	49,894,617	23,997,666	25,002,280	37,470,437
法人市民税	人員	55	80	36	34	88
	件数	73	112	38	42	127
	金額	3,777,485	5,705,821	2,399,879	2,350,705	10,266,668
固定資産税 都市計画税	人員	459	498	268	331	607
	件数	1,658	1,784	923	1,084	1,941
	金額	52,307,741	44,371,824	30,656,955	21,901,831	46,855,811
軽自動車税	人員	376	345	178	230	396
	件数	496	418	230	315	512
	金額	2,638,528	2,545,127	1,586,511	2,301,457	3,466,996
特別土地保有税	人員	0	0	0	0	0
	件数	0	0	0	0	0
	金額	0	0	0	0	0
入湯税	人員	0	0	0	0	0
	件数	0	0	0	0	0
	金額	0	0	0	0	0
合計	人員	1,649	1,821	868	1,103	1,785
	件数	4,516	5,005	2,324	2,823	4,630
	金額	97,039,415	102,517,389	58,641,011	51,556,273	98,059,912

(令和6年7月1日現在)

(2) 該当条項別・税目別不納欠損額 (令和5年度)

(単位：人、件、円)

税目	区分	地方税法 第15条の7第4項 (執行停止3年間継続)	地方税法 第15条の7第5項 (即時消滅)	地方税法 第18条 (時効消滅)	合 計
個人市民税	人員	128	164	402	694
	件数	361	605	1,084	2,050
	金額	5,737,406	11,756,929	19,976,102	37,470,437
法人市民税	人員	3	38	47	88
	件数	3	47	77	127
	金額	354,400	2,616,282	7,295,986	10,266,668
固定資産税 都市計画税	人員	60	317	230	607
	件数	178	1,099	664	1,941
	金額	2,358,430	36,062,778	8,434,603	46,855,811
軽自動車税	人員	61	120	215	396
	件数	70	163	279	512
	金額	515,100	942,454	2,009,442	3,466,996
特別土地保有税	人員	0	0	0	0
	件数	0	0	0	0
	金額	0	0	0	0
入湯税	人員	0	0	0	0
	件数	0	0	0	0
	金額	0	0	0	0
合 計	人員	252	639	894	1,785
	件数	612	1,914	2,104	4,630
	金額	8,965,336	51,378,443	37,716,133	98,059,912

(令和6年7月1日現在)

Ⅶ 国民健康保険税（特別会計）

1 税率及び賦課割合について

区分		令和2年度			令和3年度		
		医療分	支援分	介護分	医療分	支援分	介護分
所得割	税率	7.6	2.9	2.5	6.7	2.8	3.8
	賦課割合	57.4	59.3	54.1	54.6	56.0	51.5
均等割	税率	17,900	6,000	7,800	17,900	6,700	11,900
	賦課割合	25.8	24.2	28.1	27.7	26.6	30.7
平等割	税率	18,900	6,600	5,700	18,300	7,000	7,900
	賦課割合	16.8	16.5	17.8	17.7	17.4	17.8
課税限度額		630,000	190,000	170,000	630,000	190,000	170,000

(注) 令和4年度以降の賦課割合は、表示数値未満を四捨五入して表示した。したがって、内訳の計が
(注) 賦課割合は、基数調査日の賦課期日現在における一般被保険者分の限度超過額控除後（介護は全

2 年度別収入状況調（全体分）について

（医療分）

区分	令和元年度			令和2年度		
	現年課税分	滞納繰越分	計	現年課税分	滞納繰越分	計
調定額	3,317,034	918,236	4,235,270	3,267,611	824,911	4,092,522
収入済額	(4,009) 3,110,859	(262) 188,772	(4,271) 3,299,631	(4,068) 3,095,359	(362) 179,442	(4,430) 3,274,801
不納欠損額	336	101,729	102,065	148	97,125	97,273
収入未済額	209,848	627,997	837,845	176,172	548,706	724,878
徴収率（%）	93.8	20.6	77.9	94.7	21.8	80.0

(注) 収入済額上段（ ）は未還付金の内訳

(注) 令和3年度以降の数値は、表示数値未満を四捨五入して表示した。したがって、計と内訳の計が

(注) 徴収率は、表中の数値により算出し、表示数値未満を四捨五入して表示した。

（支援分）

区分	令和元年度			令和2年度		
	現年課税分	滞納繰越分	計	現年課税分	滞納繰越分	計
調定額	1,194,566	312,427	1,506,993	1,173,947	286,563	1,460,510
収入済額	(667) 1,119,430	(13) 64,186	(680) 1,183,616	(761) 1,111,059	(49) 63,452	(810) 1,174,511
不納欠損額	121	32,766	32,887	55	33,676	33,731
収入未済額	75,682	215,488	291,170	63,594	189,484	253,078
徴収率（%）	93.7	20.5	78.5	94.6	22.1	80.4

(注) 収入済額上段（ ）は未還付金の内訳

(注) 令和3年度以降の数値は、表示数値未満を四捨五入して表示した。したがって、計と内訳の計が

(注) 徴収率は、表中の数値により算出し、表示数値未満を四捨五入して表示した。

（介護分）

区分	令和元年度			令和2年度		
	現年課税分	滞納繰越分	計	現年課税分	滞納繰越分	計
調定額	408,040	182,814	590,854	386,758	163,057	549,815
収入済額	(222) 368,523	(5) 36,604	(227) 405,127	(263) 352,602	(36) 33,988	(299) 386,590
不納欠損額	41	20,536	20,577	48	20,009	20,057
収入未済額	39,698	125,679	165,377	34,371	109,096	143,467
徴収率（%）	90.3	20.0	68.6	91.2	20.8	70.3

(注) 収入済額上段（ ）は未還付金の内訳

(注) 令和3年度以降の数値は、表示数値未満を四捨五入して表示した。したがって、計と内訳の計が

(注) 徴収率は、表中の数値により算出し、表示数値未満を四捨五入して表示した。

(単位：％、円)

令和4年度			令和5年度			令和6年度		
医療分	支援分	介護分	医療分	支援分	介護分	医療分	支援分	介護分
6.6	2.7	2.8	6.5	2.6	2.6	6.5	2.5	2.4
53.8	53.9	50.8	52.5	52.2	49.2	52.8	52.8	48.0
18,700	7,300	10,000	19,700	7,800	10,000	20,700	7,800	10,000
28.6	28.4	31.9	29.8	30.1	32.9	30.0	29.6	33.6
18,300	7,200	6,200	18,300	7,200	6,200	18,300	7,200	6,200
17.6	17.7	17.3	17.7	17.7	17.9	17.2	17.6	18.3
650,000	200,000	170,000	650,000	220,000	170,000	650,000	240,000	170,000

100にならない場合がある。
体分)。

(令和6年7月1日現在)

(単位：千円)

令和3年度			令和4年度			令和5年度		
現年課税分	滞納繰越分	計	現年課税分	滞納繰越分	計	現年課税分	滞納繰越分	計
2,943,705	711,473	3,655,178	2,866,819	649,711	3,516,530	2,780,633	602,902	3,383,534
(4,290)	(246)	(4,536)	(7,169)	(257)	(7,426)	(4,949)	(132)	(5,081)
2,809,950	154,308	2,964,258	2,739,111	130,672	2,869,783	2,651,801	112,703	2,764,504
0	40,304	40,304	0	45,206	45,206	0	59,109	59,109
138,045	517,107	655,153	134,877	474,091	608,968	133,780	431,222	565,002
95.5	21.7	81.1	95.5	20.1	81.6	95.4	18.7	81.7

一致しない場合がある。

(令和6年7月1日現在)

(単位：千円)

令和3年度			令和4年度			令和5年度		
現年課税分	滞納繰越分	計	現年課税分	滞納繰越分	計	現年課税分	滞納繰越分	計
1,152,154	248,229	1,400,383	1,123,528	231,802	1,355,330	1,090,758	219,365	1,310,123
(789)	(31)	(821)	(1,141)	(6)	(1,147)	(979)	(12)	(991)
1,098,519	54,525	1,153,043	1,071,068	47,704	1,118,772	1,037,352	41,826	1,079,178
0	14,264	14,264	0	16,038	16,038	0	20,776	20,776
54,425	179,471	233,896	53,601	168,066	221,667	54,385	156,775	211,160
95.3	22.0	82.3	95.3	20.6	82.5	95.1	19.1	82.4

一致しない場合がある。

(令和6年7月1日現在)

(単位：千円)

令和3年度			令和4年度			令和5年度		
現年課税分	滞納繰越分	計	現年課税分	滞納繰越分	計	現年課税分	滞納繰越分	計
517,137	141,093	658,229	405,440	144,545	549,985	383,462	139,392	522,853
(350)	(17)	(368)	(445)	(6)	(451)	(345)	(3)	(348)
475,205	29,132	504,337	371,824	29,222	401,046	350,145	25,172	375,318
0	7,978	7,978	0	8,493	8,493	0	11,271	11,271
42,282	104,000	146,282	34,061	106,836	140,897	33,661	102,952	136,613
91.9	20.6	76.6	91.7	20.2	72.9	91.3	18.1	71.8

一致しない場合がある。

(令和6年7月1日現在)

3 国民健康保険税過誤納還付金（歳出還付分）について

(単位：件、千円、%)

区分	年度	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
発生	前年度よりの繰越未還付金	1,324	4,305	1,107	3,081	1,109	3,012	1,119	3,183
	現年度発生分	4,013	28,934	5,389	42,531	3,054	21,279	3,288	25,601
	計 (A)	5,337	33,239	6,496	45,612	4,163	24,291	4,407	28,784
還付済	(B)	4,230	30,158	5,387	42,600	3,044	21,108	3,453	25,915
還付率	(B)/(A)	79.3	90.7	82.9	93.4	73.1	86.9	78.4	90.0
未還付		1,107	3,081	1,109	3,012	1,119	3,183	954	2,869

(令和6年7月1日現在)

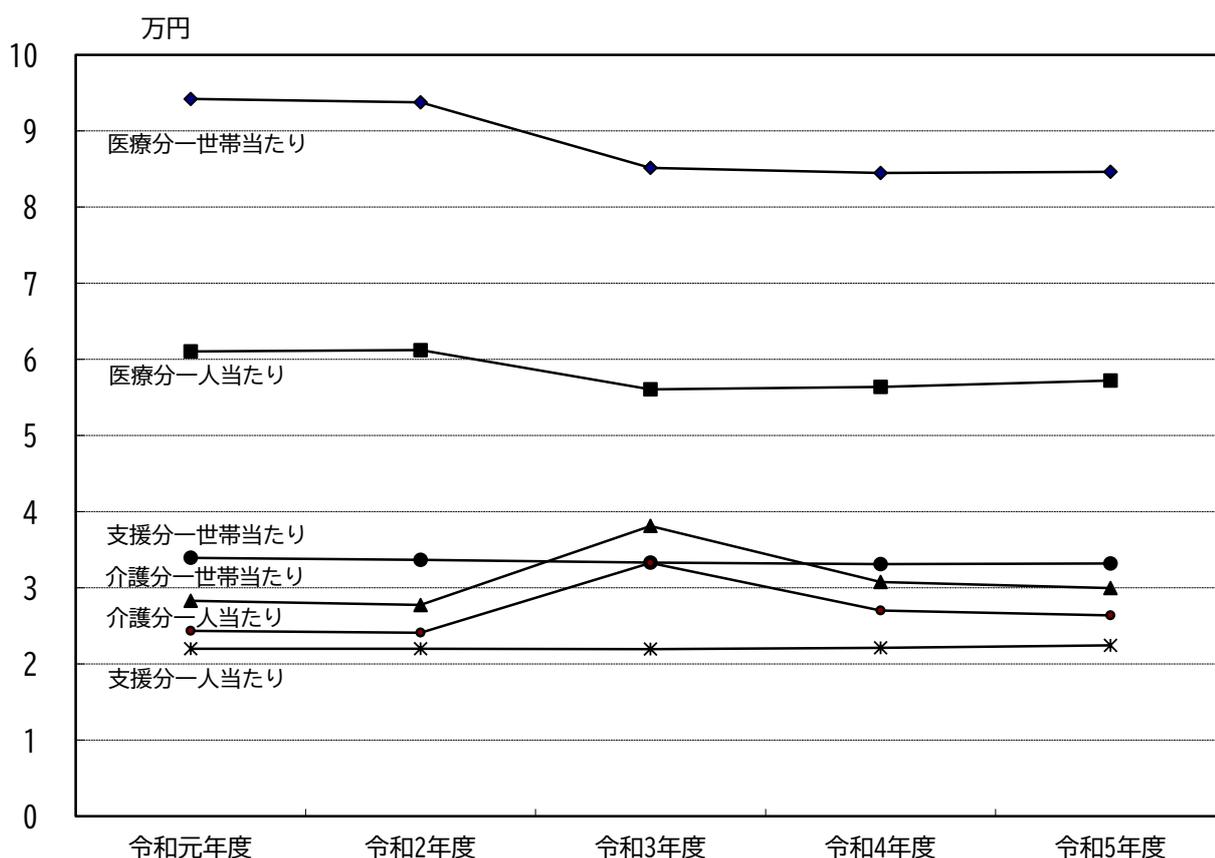
4 国民健康保険税負担額の推移（全体分）について

(単位：円)

区分	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	1世帯当たり 調定額	医療分	94,213	93,749	85,135	84,485
支援分		33,929	33,681	33,321	33,110	33,196
介護分		28,273	27,748	38,114	30,766	29,949
1人当たり 調定額	医療分	61,043	61,224	56,062	56,388	57,203
	支援分	21,984	21,996	21,942	22,099	22,439
	介護分	24,355	24,093	33,263	27,015	26,367

(注) 調定額は現年課税分

(令和6年7月1日現在)



Ⅷ 固定資産評価審査委員会

1 審査申出と決定の状況について

年度	区分	審査申出		取 下		却 下		棄 却		認 容	
		人 数	件 数	人 数	件 数	人 数	件 数	人 数	件 数	人 数	件 数
令和2年度	土地	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	家屋	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和3年度	土地	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	家屋	2	2	0	0	0	0	2	2	0	0
	計	2	2	0	0	0	0	2	2	0	0
令和4年度	土地	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	家屋	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和5年度	土地	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	家屋	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和6年度	土地	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	家屋	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※人数計は実人数

(令和6年7月1日現在)

Ⅸ その他

1 市税関係証明等について

区分	年度	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		件数	構成比	前年比	件数	構成比	前年比	件数	構成比	前年比
課税		735	1.2	111.4	785	1.2	106.8	268	0.5	34.1
納税		4,759	7.5	65.1	6,963	10.6	146.3	5,055	9.1	72.6
軽自納税		8,641	13.7	98.1	7,930	12.1	91.8	3,859	6.9	48.7
所得		8,945	14.2	88.1	9,149	13.9	102.3	8,936	16.1	97.7
所得課税		27,374	43.4	114.6	27,028	41.2	98.7	24,251	43.7	89.7
法人所在		275	0.4	96.2	269	0.4	97.8	244	0.4	90.7
資産		56	0.1	82.4	50	0.1	89.3	28	0.1	56.0
所有評価		2,375	3.8	116.7	2,288	3.5	96.3	2,055	3.7	89.8
公租公課		690	1.1	115.2	663	1.0	96.1	685	1.2	103.3
資産無し		331	0.5	82.5	421	0.6	127.2	378	0.7	89.8
その他市税		182	0.3	6.9	175	0.3	96.2	203	0.4	116.0
その他資産		191	0.3	205.4	313	0.5	163.9	174	0.3	55.6
中古住宅		135	0.2	112.5	203	0.3	150.4	200	0.4	98.5
閲覧		8	0.0	266.7	1	0.0	12.5	0	0.0	0.0
写し		7,529	11.9	97.3	8,249	12.6	109.6	8,361	15.1	101.4
完納		726	1.1	—	936	1.4	128.9	668	1.2	71.4
記載事項		184	0.3	83.3	169	0.3	91.8	169	0.3	100.0
合計		63,136	100.0	97.1	65,592	100.0	103.9	55,534	100.0	84.7

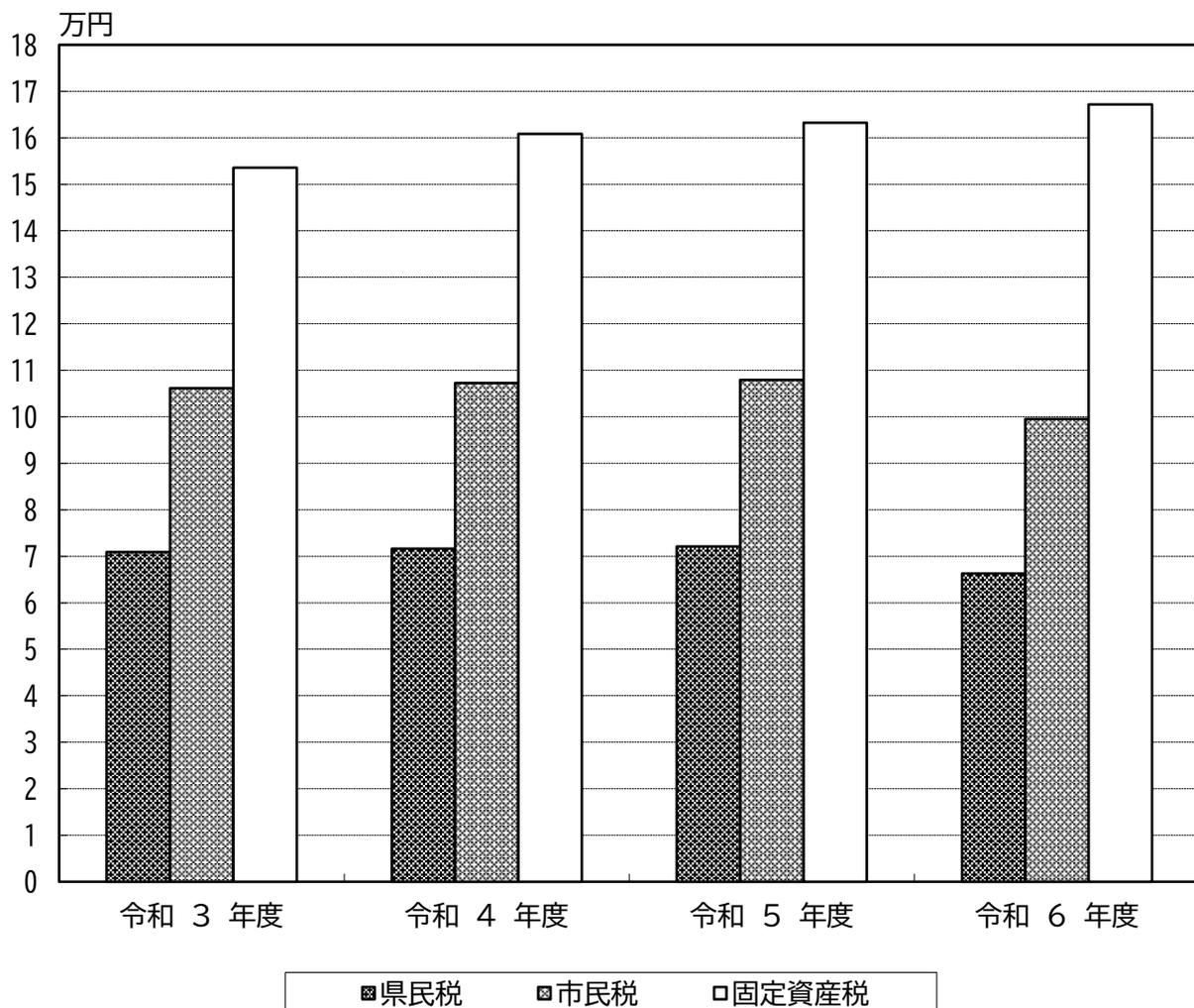
※「課税」「資産」「記載事項」に関してはシステム更改に伴い、令和6年1月より廃止。(令和6年7月1日現在)

2 納税者一人当たり平均課税額（当初）について

税目	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度	
	税 額	前 年 比	税 額	前 年 比	税 額	前 年 比	税 額	前 年 比
市 民 税	円 106,153	% 97.9	円 107,265	% 101.0	円 107,933	% 100.6	円 99,541	% 92.2
県 民 税	70,911	97.9	71,653	101.0	72,096	100.6	66,335	92.0
市 県 民 税 計	177,064	97.9	178,918	101.0	180,029	100.6	165,876	92.1
森 林 環 境 税	—	—	—	—	—	—	1,000	—
固 定 資 産 税	153,537	95.6	160,875	104.8	163,219	101.5	167,168	102.4

（令和6年7月1日現在）

○納税者一人当たり平均課税額



3 市税減免状況について

(単位：件、千円)

税目	区分	年度	災害等による			休廃業等による		
			件数	税額	減免税額	件数	税額	減免税額
個人市県民税		R1	133	20,135	5,566	-	-	-
		R2	193	25,939	2,920	-	-	-
		R3	253	31,527	12,834	-	-	-
		R4	256	31,946	13,003	-	-	-
		R5	-	-	-	-	-	-
固定資産税 (含都市計画税)		R1	314	212,754	3,200	-	-	-
		R2	288	53,894	4,043	-	-	-
		R3	33	175,978	26,870	-	-	-
		R4	1935	491,454	36,146	-	-	-
		R5	12	1,958	353	-	-	-

(令和6年7月1日現在)

(単位：件、千円)

税目	区分	年度	その他			計		
			件数	税額	減免税額	件数	税額	減免税額
個人市県民税		R1	31	1,977	1,336	164	22,112	6,902
		R2	42	2,906	1,927	235	28,845	4,847
		R3	38	2,111	1,412	291	33,638	14,246
		R4	42	3,524	1,939	298	35,470	14,942
		R5	35	2,083	1,517	35	2,083	1,517
固定資産税 (含都市計画税)		R1 (内特区)	219 (50)	704,144 (698,543)	224,711 (219,128)	533	916,898	227,911
		R2 (内特区)	224 (57)	931,829 (926,381)	291,592 (286,144)	512	985,723	295,635
		R3 (内特区)	237 (61)	1,273,385 (1,267,934)	298,566 (293,115)	270	1,449,363	325,436
		R4 (内特区)	241 (53)	956,619 (950,293)	254,477 (248,151)	2,176	1,448,073	290,623
		R5 (内特区)	248 (52)	926,841 (920,101)	196,990 (190,250)	260	928,799	197,343

(令和6年7月1日現在)

東日本大震災に係る減免状況 (単位：件、千円)

税目	区分	年度	件数	税額	減免税額
個人市県民税		22	744	178,044	15,261
		23	2,155	312,187	122,154
固定資産税 (含都市計画税)		23	4,690	2,211,375	224,220

(令和6年6月30日現在)

4 税務事務電算委託利用状況について

(1) 各課予算分

科	目	委託年度	入	力	資	料
収納事務	口座振替	S54	市税等領収済通知書 〔市税、国保税〕	口座振替依頼書		
	収納管理 消込作業	S45				
	・固定資産税 (含都市計画税)	S48				
	・市県民税(特徴)	S50				
	・市県民税(普徴)	S49				
	・国民健康保険税	S51				
・軽自動車税	S56					
・法人市民税						

(2) 情報企画課予算分

科	目	委託年度	入	力	資	料
市県民税(個人)	当初 賦 課 随 時 賦 課	特別徴収	S39	給与支払報告書 市県民税申告書、確定申告書 転勤・退職等異動連絡書 その他の連絡書		
		普通徴収	S40	市県民税個人申告書並びに附随書類		
	随 時 賦 課	特別徴収	S48	給与所得者異動届出書 特別徴収変更連絡書		
		普通徴収	S53	普通徴収変更連絡書(市県民税申告書)		
		申告書 (住所氏名カナ)	S53	市県民税個人申告書		
市民税(法人)	賦課・申告書等管理	H11	法人市民税申告書等			
固定資産税 (含都市計画税)	土 地 家 屋	S41	補助簿(土) } 課税標準 調査簿(家)			
		S42	補助簿(土) } 一筆一棟 調査簿(家)			
		S46	台帳(土) } 一筆一棟 調査簿(家)			
	償却資産	S45	評価調査…課税標準			
		S46	所有者明細書…一 品			
特別土地保有税		S48	調査表			
軽自動車税	当初課税	S41				
		H4	オンライン入力			
	納税者番号変更	H16				
国民健康保険税	確定賦課	S42	課税資料台帳	課税標準		
	月割賦課	S51		総所得金額		

作成資料	管理資料	当該年度賦課に係る委託料		備考
		令和6年度(予算)	令和5年度(実績)	
口座振替納付書等		22,234千円	24,524千円	
税目別収入明細書及び日計表(地区別も含む) 徴収簿等 督促状(市県民税、固定資産税、軽自動車税、 国民健康保険税等)等		72,525千円	72,788千円	S52年度 OCR採用
滞納整理各種帳票等		25,080千円	26,400千円	H19年より 滞納支援シス テム導入

作成資料	管理資料	当該年度賦課に係る委託料		備考
		令和6年度予算の 内訳概算額	令和5年度実績の 内訳概算額	
課税台帳 税額通知書 納入書 税額書	調 定 状 況 そ の 他	65,152千円	63,135千円	S58年住民マスタ ー利用 H15年から新シ ステム
税額変更異動台帳 税額変更通知書 異動明細書、その他				
課税台帳 納税通知書(納付書、収納票)				
税額変更通知書				
				S58年事業所 マスター作成
法人台帳、課税台帳、申告書等	調定、交付税基礎 数値調査、その他	1,307千円	1,554千円	H11年から 新賦課システム
課税台帳兼名寄簿 納税通知書、課税明細書 (納付書、収納票)	調 定 概 要 調 書 そ の 他	36,511千円	43,390千円	S58年 住民マスター利 用 H24年から 新システム
課税台帳、名寄索引簿、 納税通知書	調 定、そ の 他	8,056千円	5,069千円	H11年より システム変更
申告書兼課税台帳管理検索 システム				
課税台帳(全+退) 納税通知書	調定 調整交付金申請基礎資料 課税状況基礎資料	21,094千円	20,997千円	S54年所得連動 S58年住民マスタ ー利用
		19,468千円	19,710千円	

5 地方譲与税・交付金の概要について

種 目	対象	譲与等の基準	交付時期・使途
自動車重量譲与税 (S46.12月創設)	都道府県及び市町村	(1) 自動車重量税の収入額の1000分の431に相当する額のうち、431分の24を都道府県に、431分の407を市町村に対し譲与し、その2分の1を市町村道の延長で、他の2分の1を面積で按分し譲与する。 (自動車重量譲与税法第1条及び第2条第1項、第2項) (2) 譲与税の算定の基礎となる道路の延長及び面積は、道路の種別その他の事情を参酌して補正することができる。(同法第2条第3項)	第1期 6月(2月～4月) 第2期 11月(5月～9月) 第3期 3月(10月～1月) 平成21年度より 使途制限なし
地方揮発油譲与税 (H21.4月創設) ※旧：地方道路譲与税 (S30.8月創設)	都道府県及び市町村	(1) 地方揮発油税の収入額に相当する額を譲与する。 (地方揮発油譲与税法第1条) (2) 譲与税の100分の58に相当する額を都道府県及び指定市に対し譲与し、その2分の1を一般国道及び都道府県道の延長で、他の2分の1を面積で按分し譲与する。 (同法第2条第1項、第2項) (3) 譲与税の100分の42に相当する額を市町村に対し譲与し、その2分の1を市町村道の延長で、他の2分の1を面積で按分し譲与する。(同法第3条) (4) 譲与税の算定の基礎となる道路の延長及び面積は、道路の種類、幅員による道路の種別その他の事情を参酌して補正することができる。(同法第2条第6項)	第1期 6月(3月～5月) 第2期 11月(6月～10月) 第3期 3月(11月～2月) 平成21年度より 使途制限なし
森林環境譲与税 (H31.3月創設)	市町村及び都道府県	(1) 森林環境税の収入額に相当する額を譲与する。(森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第27条) (2) 譲与税の100分の9に相当する額を市町村に対し譲与し、その100分の55を市町村の区域内に存する私有林人工林の面積で、100分の20を市町村の林業就業者数で、他の100分の25を市町村の人口で按分し譲与する。(同法第28条) (3) 譲与税の100分の1に相当する額を都道府県に対し譲与し、その100分の55を都道府県の区域内の各市町村に係る私有林人工林の面積を合算した面積で、100分の20を都道府県の林業就業者数で、他の100分の25を都道府県の人口で按分し譲与する。 (同法第29条)	第1期 9月(3月～8月) 第2期 3月(9月～2月) 使途 森林整備及びその促進(市町村) 市町村の支援等(都道府県)
☆ 利子割交付金 (S63.4月創設)	市町村	(1) 県が、個人が受ける利子等に対して一律5%(法第71条の6第1項)の税率で課税し、利子割総額から地方税法に定められた調整後の金額の5分の3(法第71条の26)を市町村に交付する。 (2) 各市町村の個人県民税収入決定額の県計に対する前年度以前3年度分の平均値を基準として按分する。	第1期 8月(3月～7月) 第2期 12月(8月～11月) 第3期 3月(12月～2月) 使途制限なし
☆ 配当割交付金 (H16.1月創設)	市町村	(1) 県が、個人が受ける特定配当等に対して一律5%(法第71条の28)の税率で課税し、配当割総額から地方税法に定められた調整後の金額の5分の3(法第71条の47)を市町村に交付する。 (2) 各市町村の個人県民税収入決定額の県計に対する前年度以前3年度分の平均値を基準として按分する。	第1期 8月(3月～7月) 第2期 12月(8月～11月) 第3期 3月(12月～2月) 使途制限なし

種 目	対象	譲与等の基準	交付時期・使途
☆ 株式等譲渡所得割交付金 (H16.1月創設)	市町村	(1) 県が、個人が受ける特定株式等譲渡所得金額に対して一律5%(法第71条の49)の税率で課税し、株式譲渡所得割額から地方税法に定められた調整後の金額の5分の3(法第71条の67)を市町村に交付する。 (2) 各市町村の個人県民税収入決定額の県計に対する前年度以前3年度分の平均値を基準として按分する。	3月 使途制限なし
☆ 法人事業税交付金 (R元.10月創設)	市町村	県が、納付された法人事業税に7.7%を乗じて得た額を市町村の従業者数で按分して市町村に交付する。 (法第72条の76)	第1期 8月(3月~7月) 第2期 12月(8月~11月) 第3期 3月(12月~2月) 使途制限なし
☆ 地方消費税交付金 (H9.4月創設)	市町村	(1) 県が、納付された譲渡割額に相当する額及び払い込まれた貨物割の納付額の合算額に清算処理を行い、清算後の金額の2分の1に相当する額を市町村に交付する。 (法第72条の115) (2) 地方消費税の税率1%相当額分に係る市町村交付額の2分の1を人口、他の2分の1を従業者数で按分する。 (3) 地方消費税の税率1%を超える分に係る市町村交付額を人口で按分する。	第1期 6月(2月~4月) 第2期 9月(5月~7月) 第3期 12月(8月~10月) 第4期 3月(11月~1月) (2)交付分は使途制限なし (3)交付分は社会保障経費
☆ ゴルフ場利用税交付金 (H元.4月創設)	所在市町村 ゴルフ場	県が、県内のゴルフ場所在市町村に対し、ゴルフ場に係るゴルフ場利用税額の10分の7に相当する額を交付する。 (法第103条)	第1期 8月(3月~7月) 第2期 12月(8月~11月) 第3期 3月(12月~2月) 使途制限なし
☆ 環境性能割交付金 (R元.10月創設)	市町村	(1) 県が、納付された自動税環境性能割額に95%を乗じて得た額の100分の43に相当する額の2分の1を市町村道の延長で、他の2分の1を市町村道の面積で按分し交付する。(法第177条の6第1項) (2) 交付金の算定の基礎となる道路の延長及び面積には所要の補正をすることができる。(法第177条の6第3項)	第1期 8月(3月~7月) 第2期 12月(8月~11月) 第3期 3月(12月~2月) 使途制限なし
☆ 国有提供施設等所在市町村助成交付金 (S32.5月創設)	市町村	(1) 国が所有する固定資産のうち、自衛隊使用資産(飛行場、演習場、弾薬庫、燃料庫の用に供する土地、建物、工作物)の所在する市町村に対し、毎年3月31日現在の所在状況に応じて交付する。(国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律第1条) (2) 交付額(次のイ+ロの合計額) イ 交付金の総額の10分の7に相当する額を各市町村の交付対象資産の価格の合算額に按分した額 ロ 交付金の総額の10分の3に相当する額を交付対象資産の種類及び用途、当該市町村の財政状況等から総務大臣が配分する額	12月 使途制限なし
☆ 地方特例交付金 (H11.3月創設) 減収補てん 特例交付金	都道府県及び市町村	個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の適用により生じる減収分について、都道府県及び市町村に交付する。 ※令和6年度支給分に関しては、定額減税により生じる減収分についても、都道府県及び市町村に交付する。	第1期 4月 第2期 9月 使途制限なし

☆：財務部において調定している交付金等。 ※特に記載がない場合、根拠法令は地方税法

6 令和6年度各税目別納期限について

税目	納期等
市 民 税	個人 ○普通徴収 1期 7月1日 納期限 3期 10月31日 納期限 2期 9月2日 // 4期 1月31日 // ○特別徴収 翌月10日まで(6月～翌年5月) ○年金からの特別徴収 年金支払月
	法人 ○申告納付 事業年度終了後2カ月以内(確定申告)
固定資産税	○普通徴収 1期 4月30日 納期限 2期 7月31日 // 3期 12月25日 // 4期 2月28日 //
軽自動車税	○普通徴収 5月31日 納期限(全期)
市たばこ税	○申告納付 翌月末日まで
鉱産税	○申告納付 翌月15日～末日まで
入湯税	○特別徴収 翌月末日まで
都市計画税	固定資産税の納期と同一
国民健康保険税	○普通徴収 1期 7月31日 納期限 5期 12月2日 納期限 2期 9月2日 // 6期 12月25日 // 3期 9月30日 // 7期 1月31日 // 4期 10月31日 // 8期 2月28日 // ○年金からの特別徴収 年金支払月

7 市税の税率の変せんについて

税目		年度		昭和35年度		昭和36年度		昭和37年度		昭和38年度			
		均 等 割		400円		400円		400円		400円			
市 民 税	個 人 所 得 割	均 等 割		400円		400円		400円		400円			
		4万円以下		2.0%	5万円以下		2.0%	5万円以下		2.0%	5万円以下		2.0%
		4万円超		3.1〃	5万円超		2.7〃	5万円超		2.6〃	5万円超		2.5〃
		8 〃		4.2〃	10 〃		3.7〃	10 〃		3.6〃	10 〃		3.5〃
		15 〃		5.4〃	15 〃		5.0〃	15 〃		4.7〃	15 〃		4.5〃
		30 〃		6.4〃	30 〃		6.1〃	30 〃		5.7〃	30 〃		5.5〃
		50 〃		7.4〃	50 〃		7.3〃	50 〃		6.7〃	50 〃		6.5〃
		80 〃		7.9〃	80 〃		7.8〃	80 〃		7.5〃	80 〃		7.5〃
		120 〃		8.4〃	120 〃		8.3〃	120 〃		8.0〃	120 〃		8.0〃
		200 〃						200 〃		8.5〃	200 〃		8.5〃
400 〃						400 〃		9.0〃	400 〃		9.0〃		
600 〃						600 〃		10.0〃	600 〃		10.0〃		
法 人 税	均 等 割		1,800円		1,800円		1,800円		1,800円				
	法 人 税 割		9.0%		9.0%		9.0%		9.0%				
固 定 資 産 税			1.5%		1.5%		1.5%		1.5%				
軽 自 動 機 車	原 自 動 機 付 車	総排気量50cc以下、 または600w以下		500円		500円		500円		500円			
		〃50cc超90cc以下、 または600w超800w以下		800円		800円		800円		800円			
		〃90cc超125cc以下、 または800w超1,000w以下		1,000円		1,000円		1,000円		1,000円			
		ミニカー(50cc以下、 または600w以下)		-		-		-		-			
		特定小型原動機付自転車 (600w以下)		-		-		-		-			
		二 輪 車 (含・ポート・トレーラー)		1,500円		1,500円		1,500円		1,500円			
動 自 動 車	三 輪 車		1,500円		2,000円		2,000円		2,000円				
	四 輪 車	乗 用	1,500円		3,000円		3,000円		3,000円				
		貨 物 用	1,500円		2,500円		2,500円		2,500円				
	雪 上 車		-		-		-		-				
	小 型 特 殊 車	農 耕 用		1,000円		1,000円		1,000円		1,000円			
そ の 他		3,000円		3,000円		3,000円		3,000円					
二 輪 の 小 型 自 動 車		2,500円		2,500円		2,500円		2,500円					
市 た ば こ 消 費 税 (昭和29～63年度)			11.0%		11.0%		12.0%(本数制)		13.4%(本数制)				
電 気 ガ ス 税			10.0%		10.0%		9.0%		8.0%				
鉱 産 税			1.0%		1.0%		1.0% (月産200万円以下 0.7%)		同左				
木 材 引 取 税			2.0%		2.0%		2.0%		2.0%				
特 別 土 地 保 有 税			-		-		-		-				
入 湯 税			1人1日20円 (自炊客10円)		同左		同左		同左				
都 市 計 画 税			-		-		-		-				

税目		年度		昭和39年度				昭和40年度			
		均 等 割		400円		200円 (飯坂町)		400円		200円 (飯坂町)	
市 民 人	個 人 所 得 割	5万円以下 2.0%		15万円以下 2.0%		15万円以下 3.0%		15万円以下 2.0%			
		5万円超 2.5 "		15万円超 3.0 "		15万円超 4.5 "		15万円超 3.0 "			
		10 " 3.5 "		40 " 4.0 "		40 " 6.0 "		40 " 4.0 "			
		15 " 4.5 "		70 " 5.0 "		70 " 7.5 "		70 " 5.0 "			
		30 " 5.5 "		100 " 6.0 "		100 " 9.0 "		100 " 6.0 "			
		50 " 6.5 "		150 " 7.0 "		150 " 10.5 "		150 " 7.0 "			
		80 " 7.5 "		250 " 8.0 "		250 " 12.0 "		250 " 8.0 "			
		120 " 8.0 "		400 " 9.0 "		400 " 13.5 "		400 " 9.0 "			
		200 " 8.5 "		600 " 10.0 "		600 " 15.0 "		600 " 10.0 "			
		400 " 9.0 "		1,000 " 11.0 "		1,000 " 16.5 "		1,000 " 11.0 "			
600 " 10.0 "		2,000 " 12.0 "		2,000 " 18.0 "		2,000 " 12.0 "					
						3,000 " 19.5 "		3,000 " 13.0 "			
						5,000 " 21.0 "		5,000 " 14.0 "			
税 法 人	均 等 割		1,800円		1,200円		1,800円		1,200円		
	法 人 税 割		9.0%		8.1%		9.4%		8.4%		
固 定 資 産 税			1.5%		1.4%		1.5%		1.4%		
軽 自 動 車	原 自 動 機 付 車	総排気量50cc以下、 または600w以下		500円				500円			
		// 50cc超90cc以下、 または600w超800w以下		800円				800円			
		// 90cc超125cc以下、 または800w超1,000w以下		1,000円				1,000円			
		ミニカー(50cc以下、 または600w以下)		-				-			
		特定小型原動機付自転車 (600W以下)		-				-			
	自 動 車	二 輪 車 (含・ポート・トレーラー)		1,500円				1,500円			
		三 輪 車		2,000円				2,000円			
		四 輪 車	乗 用	3,000円				4,500円			
			貨 物 用	2,500円				2,500円			
	雪 上 車		-				-				
小 型 特 殊 車	農 耕 用		1,000円				1,000円				
	そ の 他		3,000円				3,000円				
二 輪 の 小 型 自 動 車			2,500円				2,500円				
市 民 税 特 別 徴 収 費 用 税 (昭和29~63年度)			15.0%(本数制)				15.0%(本数制)				
電 気 ガ ス 税			7.0%				7.0%				
鉱 産 税			1.0% (月産200万円以下 0.7%)				同左				
木 材 引 取 税			2.0%				2.0%				
特 別 土 地 保 有 税			-				-				
入 湯 税			1人1日20円 (自炊客10円)		1人1日20円		1人1日20円 (自炊客10円)		1人1日20円		
都 市 計 画 税			-				-				

昭和41年度				昭和42年度				昭和43年度			
400円		200円 (飯坂、松川、信夫)		400円		200円 (松川、信夫)		400円		200円 (松川、信夫)	
15万円以下	3.0%	15万円以下	2.0%	15万円以下	2.8%	15万円以下	2.0%	15万円以下	2.70%	15万円以下	2.0%
15万円超	4.5"	15万円超	3.0"	15万円超	4.2"	15万円超	3.0"	15万円超	4.05"	15万円超	3.0"
40	" 6.0"	40	" 4.0"	40	" 5.6"	40	" 4.0"	40	" 5.40"	40	" 4.0"
70	" 7.5"	70	" 5.0"	70	" 7.0"	70	" 5.0"	70	" 6.75"	70	" 5.0"
100	" 9.0"	100	" 6.0"	100	" 8.4"	100	" 6.0"	100	" 8.10"	100	" 6.0"
150	" 10.5"	150	" 7.0"	150	" 9.8"	150	" 7.0"	150	" 9.45"	150	" 7.0"
250	" 12.0"	250	" 8.0"	250	" 11.2"	250	" 8.0"	250	" 10.80"	250	" 8.0"
400	" 13.5"	400	" 9.0"	400	" 12.6"	400	" 9.0"	400	" 12.15"	400	" 9.0"
600	" 15.0"	600	" 10.0"	600	" 14.0"	600	" 10.0"	600	" 13.50"	600	" 10.0"
1,000	" 16.5"	1,000	" 11.0"	1,000	" 15.4"	1,000	" 11.0"	1,000	" 14.85"	1,000	" 11.0"
2,000	" 18.0"	2,000	" 12.0"	2,000	" 16.8"	2,000	" 12.0"	2,000	" 16.20"	2,000	" 12.0"
3,000	" 19.5"	3,000	" 13.0"	3,000	" 18.2"	3,000	" 13.0"	3,000	" 17.55"	3,000	" 13.0"
5,000	" 21.0"	5,000	" 14.0"	5,000	" 19.6"	5,000	" 14.0"	5,000	" 18.90"	5,000	" 14.0"
1,800円		1,200円		4,000円 2,400円		4,000円 2,400円		4,000円 2,400円		4,000円 2,400円	
10.0%		8.9%		10.0%		8.9%		10.0%		8.9%	
1.5%		1.4%		1.5%		1.4%		1.5%		1.4%	
500円		500円		500円		500円		500円		500円	
800円		800円		800円		800円		800円		800円	
1,000円		1,000円		1,000円		1,000円		1,000円		1,000円	
-		-		-		-		-		-	
-		-		-		-		-		-	
1,500円		1,500円		1,500円		1,500円		1,500円		1,500円	
2,000円		2,000円		2,000円		2,000円		2,000円		2,000円	
4,500円		4,500円		4,500円		4,500円		4,500円		4,500円	
2,500円		2,500円		2,500円		2,500円		2,500円		2,500円	
-		-		-		-		-		-	
1,000円		1,000円		1,000円		1,000円		1,000円		1,000円	
3,000円		3,000円		3,000円		3,000円		3,000円		3,000円	
2,500円		2,500円		2,500円		2,500円		2,500円		2,500円	
15.0%(本数制)		15.0%(本数制)		18.1%(本数制)		18.1%(本数制)		18.1%(本数制)		18.1%(本数制)	
7.0%		7.0%		7.0%		7.0%		7.0%		7.0%	
同左		同左		同左		同左		同左		同左	
2.0%		2.0%		2.0%		2.0%		2.0%		2.0%	
-		-		-		-		-		-	
1人1日20円 (自炊客10円)		1人1日20円 (飯坂町)		1人1日20円 (自炊客10円)		1人1日20円 (自炊客10円)		1人1日20円 (自炊客10円)		1人1日20円 (自炊客10円)	
-		-		-		-		-		-	

税目		年度		昭和44年度		昭和45年度		昭和46年度		昭和47年度	
		均	等	400円	200円 (松川、信夫、吾妻)	400円	200円 (吾妻町)	400円	200円 (吾妻町)	400円	
市 民 税	個 人 所 得 割	15万円以下	2.6%	15万円以下	2.0%	15万円以下	2.0%	同左	同左	同左	
		15万円超	3.9%	15万円超	3.0%	15万円超	3.0%				
		40 "	5.2%	40 "	4.0%	40 "	4.0%				
		70 "	6.5%	70 "	5.0%	70 "	5.0%				
		100 "	7.8%	100 "	6.0%	100 "	6.0%				
		150 "	9.1%	150 "	7.0%	150 "	7.0%				
		250 "	10.4%	250 "	8.0%	250 "	8.0%				
		400 "	11.7%	400 "	9.0%	400 "	9.0%				
		600 "	13.0%	600 "	10.0%	600 "	10.0%				
		1,000 "	14.3%	1,000 "	11.0%	1,000 "	11.0%				
	2,000 "	15.6%	2,000 "	12.0%	2,000 "	12.0%					
3,000 "	16.9%	3,000 "	13.0%	3,000 "	13.0%						
5,000 "	18.2%	5,000 "	14.0%	5,000 "	14.0%						
法 人 税	均	等	割	4,000円 2,400円		同左		同左		同左	
	法	人	税	割	10.0%	8.9%	10.2%	9.1%	10.2%	9.1%	10.2%
固 定 資 産 税				1.5%	1.4%	1.5%	1.4%	1.4%		1.4%	
軽 自 動 車 税	原 自 動 機 車	総排気量50cc以下、 または600w以下		500円		500円		500円		500円	
		"50cc超90cc以下、 または600w超800w以下		800円		800円		800円		800円	
		"90cc超125cc以下、 または800w超1,000w以下		1,000円		1,000円		1,000円		1,000円	
		ミニカー(50cc以下、 または600w以下)		-		-		-		-	
		特定小型原動機付自転車 (600W以下)		-		-		-		-	
	自 動 車	二 輪 車 (含・ポート・トレイラー)		1,500円		1,500円		1,500円		1,500円	
		三 輪 車		2,000円		2,000円		2,000円		2,000円	
		四 輪 車	乗 用 車	営 業 用	4,500円		4,500円		4,500円		4,500円
			貨 物 用	自 家 用	2,500円		2,500円		2,500円		2,500円
		雪 上 車		-		-		-		-	
小 型 特 殊 車	農 耕 用		1,000円		1,000円		1,000円		1,000円		
	そ の 他		3,000円		3,000円		3,000円		3,000円		
	二 輪 の 小 型 自 動 車		2,500円		2,500円		2,500円		2,500円		
市 た ば こ 消 費 税 (29~63年度)				18.1% (本数制)		同左		同左		同左	
電 気 ガ ス 税 (49年から電気税・ガス税に分離)				7.0%		7.0%		7.0%		7.0%	
鉦 産 税				1.0% (月産200万円以下 0.7%)		同左		同左		同左	
木 材 引 取 税				2.0%		2.0%		2.0%		2.0%	
特 別 土 地 保 有 税				-		-		-		-	
入 湯 税				1人1日20円 (自炊客10円)		同左		7月1日から1人1日40円 (自炊客20円)		同左	
都 市 計 画 税				-		-		0.2%		0.2%	

昭和48年度	昭和49年度	昭和50年度	昭和51年度	昭和52年度
400円	400円	400円	1,200円	1,200円
30万円以下 2.0% 30万円超 3.0% 50 " 4.0% 80 " 5.0% 110 " 6.0% 150 " 7.0% 250 " 8.0% 400 " 9.0% 600 " 10.0% 1,000 " 11.0% 2,000 " 12.0% 3,000 " 13.0% 5,000 " 14.0%	同左	同左	同左	同左
同左	同左	同左	244,000円 12,000円 7,200円	80,000円 24,000円 8,000円
10.2%	13.2%(5月以降終了する 事業年度分から)	13.2%	13.2%	13.2%
1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%
500円	500円	500円	650円	650円
800円	800円	800円	1,000円	1,000円
1,000円	1,000円	1,000円	1,300円	1,300円
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
1,500円	1,500円	1,500円	2,000円	2,000円
2,000円	2,000円	2,000円	2,600円	2,600円
4,500円	4,500円	4,500円	5,200円 5,900円	5,200円 5,900円
2,500円	2,500円	2,500円	2,900円 3,300円	2,900円 3,300円
-	-	-	-	-
1,000円	1,000円	1,000円	1,300円(刈取脱穀 作業用自動車を含む)	同左
3,000円	3,000円	3,000円	3,900円	3,900円
2,500円	2,500円	2,500円	3,300円	3,300円
18.1% (本数制)	同左	同左	同左	同左
7.0% (10月1日から6.0%)	電気税：1月1日から5.0% ガス税：10月1日から5.0% 1月1日から4.0%	5.0%	5.0%	5.0%
1.0% (月産200万円以下 0.7%)	同左	同左	同左	同左
2.0%	同左	同左	同左	同左
取得：7月1日から3.0%	保有：1.4% 取得：3.0%	同左	同左	同左
同左	同左	10月10日から1人1日100円 (自炊客50円、日帰り客50円)	同左	1月1日から1人1日150円 (自炊客75円、日帰り客75円)
0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%

税目		年度	昭和53年度	昭和54年度	昭和55年度	昭和56年度	昭和57年度	
市 民 税	均 等 割		1,200円	1,200円	1,500円	1,500円	1,500円	
		所得 割	30万円以下 2.0% 30万円超 3.0% 50 " 4.0% 80 " 5.0% 110 " 6.0% 150 " 7.0% 250 " 8.0% 400 " 9.0% 600 " 10.0% 1,000 " 11.0% 2,000 " 12.0% 3,000 " 13.0% 5,000 " 14.0%	同左	30万円以下 2.0% 30万円超 3.0% 45 " 4.0% 70 " 5.0% 100 " 6.0% 130 " 7.0% 230 " 8.0% 370 " 9.0% 570 " 10.0% 950 " 11.0% 1,900 " 12.0% 2,900 " 13.0% 4,900 " 14.0%	同左	同左	同左
	法 人 税 割	均 等 割	800,000円 24,000円 400,000円 8,000円 80,000円	同左	同左	同左	同左	
		法 人 税 割	13.2%	13.2%	13.2%	13.4%	13.4%	
	固 定 資 産 税			1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%
	軽 自 動 車 税	原 自 動 機 付 車	総排気量50cc以下、 または600w以下	650円	700円	700円	700円	700円
			// 50cc超90cc以下、 または600w超800w以下	1,000円	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円
			// 90cc超125cc以下、 または800w超1,000w以下	1,300円	1,450円	1,450円	1,450円	1,450円
			ミニカー(50cc以下、 または600w以下)	-	-	-	-	-
			特定小型原動機付自転車 (600W以下)	-	-	-	-	-
軽 自 動 車		二 輪 車 (含・ポート・トレーラー)		2,000円	2,200円	2,200円	2,200円	2,200円
			三 輪 車	2,600円	2,850円	2,850円	2,850円	2,850円
		四 輪 車	乗 用 車	営業用 5,200円 自家用 5,900円	5,200円 6,500円	5,200円 6,500円	5,200円 6,500円	5,200円 6,500円
			貨 物 車	営業用 2,900円 自家用 3,300円	2,900円 3,650円	2,900円 3,650円	2,900円 3,650円	2,900円 3,650円
			雪 上 車	-	-	-	-	-
小 型 特 殊 車	農 耕 用	1,300円(刈取脱穀 作業用自動車を含む)	1,450円(刈取脱穀 作業用自動車を含む)	同左	同左	同左		
	そ の 他	3,900円	4,300円	4,300円	4,300円	4,300円		
	二 輪 の 小 型 自 動 車	3,300円	3,650円	3,650円	3,650円	3,650円		
市 た ば こ 消 費 税 (29~63年度)			18.1%(本数制)	同左	同左	同左	同左	
電 気 税			5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	
ガ ス 税			2.0%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%	
鉱 産 税			1.0% (月産200万円以下 0.7%)	同左	同左	同左	同左	
木 材 引 取 税			2.0%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%	
特 別 土 地 保 有 税			保有：1.4% 取得：3.0%	同左	同左	同左	同左	
入 湯 税			1人1日150円 (自炊客75円、日帰り客75円)	同左	同左	同左	同左	
都 市 計 画 税			0.25%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	

昭和58年度	昭和59年度	昭和60年度	昭和61年度	昭和62年度	昭和63年度
1,500円	1,500円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円
同左	同左	20万円以下 2.5%	同左	同左	60万円以下 3.0%
		20万円超 3.0%			60万円超 5.0%
		45 // 4.0%			130 // 7.0%
		70 // 5.0%			260 // 8.0%
		95 // 6.0%			460 // 10.0%
		120 // 7.0%			950 // 11.0%
		220 // 8.0%			1,900 // 12.0%
		370 // 9.0%			
		570 // 10.0%			
		950 // 11.0%			
		1,900 // 12.0%			
2,900 // 13.0%					
4,900 // 14.0%					
1,200,000円 60,000円 700,000円 48,000円 160,000円 16,000円	3,000,000円 150,000円 1,750,000円 120,000円 400,000円 40,000円	同左	同左	同左	同左
13.4%	13.4%	13.4%	13.4%	13.4%	13.4%
1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%
700円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円
1,100円	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円
1,450円	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円
-	-	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円
-	-	-	-	-	-
2,200円	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円
2,850円	3,100円	3,100円	3,100円	3,100円	3,100円
5,200円	5,500円	5,500円	5,500円	5,500円	5,500円
6,500円	7,200円	7,200円	7,200円	7,200円	7,200円
2,900円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円
3,650円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円
-	-	-	-	-	-
1,450円	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円
4,300円	4,700円	4,700円	4,700円	4,700円	4,700円
3,650円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円
同左	同左	たばこ小売定価×14.3% たばこの販売本数×350円÷1,000本	同左	同左	同左
5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%
2.0%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%
同左	同左	同左	同左	同左	同左
2.0%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%
同左	同左	同左	同左	同左	同左
同左	同左	同左	同左	同左	同左
0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%

税目		年度	平成元年	平成2年度	平成3年度	平成4年度	
市 民 税	個人	均 等 割	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	
		所 得 割	120万円以下 3.0% 120万円超 8.0% 500 " 11.0%	同左	160万円以下 3.0% 160万円超 8.0% 550 " 11.0%	同左	
	法 人	均 等 割	3,000,000円	同左	同左	同左	
			1,750,000円				
			400,000円				
			150,000円				
			120,000円				
			40,000円				
	法 人 税 割	13.4%	13.4%	13.4%	13.4%		
	固 定 資 産 税		1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	
軽 自 動 車 税	原 自 動 機 付 車	総排気量50cc以下、 または600w以下	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	
		// 50cc超90cc以下、 または600w超800w以下	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円	
		// 90cc超125cc以下、 または800w超1,000w以下	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円	
		ミニカー(50cc以下、 または600w以下)	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円	
		特定小型原動機付自転車 (600W以下)	-	-	-	-	
	軽 自 動 車	二 輪 車 (含・ポート・トレーラー)	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円	
			三 輪 車	3,100円	3,100円	3,100円	3,100円
		四 輪 車	乗 営 業 用	5,500円	5,500円	5,500円	5,500円
			用 自 家 用	7,200円	7,200円	7,200円	7,200円
			貨 物 用	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円
			用 自 家 用	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円
	雪 上 車	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円		
	小 型 特 殊 車	農 耕 用	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円	
そ の 他		4,700円	4,700円	4,700円	4,700円		
二 輪 の 小 型 自 動 車		4,000円	4,000円	4,000円	4,000円		
市 民 税	紙巻たばこ等 1,997円/1,000本 旧3級品 948円/1,000本	同左	同左	同左			
電 気 税	廃止	-	-	-			
方 税	1.0% (月産200万円以下 0.7%)	同左	同左	同左			
鋳 産 税	廃止	-	-	-			
木 材 引 取 税	保有：1.4% 取得：3.0%	同左	同左	同左			
特 別 土 地 保 有 税	1人1日150円 (自炊75円、日帰り75円)	同左	同左	同左			
入 湯 税	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%			
都 市 計 画 税							

平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度																															
2,000円	2,000円	2,000円	2,500円	2,500円	2,500円																															
同左	同左	200万円以下 3.0% 200万円超 8.0% 700 " 11.0%	同左	200万円以下 3.0% 200万円超 8.0% 700 " 12.0%	同左																															
同左	<table border="1"> <thead> <tr> <th>法人等の区分</th> <th>従業者数</th> <th>税率(年税額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1. 資本等の金額が50億円を超える法人</td> <td>50人超</td> <td>3,000,000円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2. " 10億円超え50億円以下</td> <td>50人超</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3. " 1億円超え10億円以下</td> <td>50人超</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4. " 1千万円超え1億円以下</td> <td>50人超</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5. " 1千万円以下</td> <td>50人超</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>6. 上記以外</td> <td>-</td> <td>50,000円</td> </tr> </tbody> </table>					法人等の区分	従業者数	税率(年税額)	1. 資本等の金額が50億円を超える法人	50人超	3,000,000円	50人以下	410,000円	2. " 10億円超え50億円以下	50人超	1,750,000円	50人以下	410,000円	3. " 1億円超え10億円以下	50人超	400,000円	50人以下	160,000円	4. " 1千万円超え1億円以下	50人超	150,000円	50人以下	130,000円	5. " 1千万円以下	50人超	120,000円	50人以下	50,000円	6. 上記以外	-	50,000円
	法人等の区分	従業者数	税率(年税額)																																	
	1. 資本等の金額が50億円を超える法人	50人超	3,000,000円																																	
		50人以下	410,000円																																	
	2. " 10億円超え50億円以下	50人超	1,750,000円																																	
		50人以下	410,000円																																	
	3. " 1億円超え10億円以下	50人超	400,000円																																	
		50人以下	160,000円																																	
	4. " 1千万円超え1億円以下	50人超	150,000円																																	
50人以下		130,000円																																		
5. " 1千万円以下	50人超	120,000円																																		
	50人以下	50,000円																																		
6. 上記以外	-	50,000円																																		
13.4%	13.4%	13.4%	13.4%	13.4%	13.4%																															
1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%																															
1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円																															
1,200円	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円																															
1,600円	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円																															
2,500円	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円																															
-	-	-	-	-	-																															
2,400円	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円																															
3,100円	3,100円	3,100円	3,100円	3,100円	3,100円																															
5,500円	5,500円	5,500円	5,500円	5,500円	5,500円																															
7,200円	7,200円	7,200円	7,200円	7,200円	7,200円																															
3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円																															
4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円																															
2,400円	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円																															
1,600円	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円																															
4,700円	4,700円	4,700円	4,700円	4,700円	4,700円																															
4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円																															
同左	同左	同左	同左	旧3級品以外 2,434円/1,000本 旧3級品 1,155円/1,000本	同左																															
-	-	-	-	-	-																															
同左	同左	同左	同左	同左	同左																															
-	-	-	-	-	-																															
同左	同左	同左	同左	同左	同左																															
同左	同左	同左	同左	同左	同左																															
0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%																															

税目		年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	
市 民 税	個人所得割	均 等 割	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円	3,000円	
	個人所得割	200万円以下	3.0%	同左	同左	同左	同左	同左	
		200万円超	8.0%						
	法人均等割	法人均等割	法人等の区分		従業者数	税率(年税額)			
			1. 資本等の金額が50億円を超える法人	50人超	3,000,000円				
				50人以下	410,000円				
			2. // 10億円超え50億円以下	50人超	1,750,000円				
				50人以下	410,000円				
			3. // 1億円超え10億円以下	50人超	400,000円				
				50人以下	160,000円				
4. // 1千万円超え1億円以下	50人超	150,000円							
	50人以下	130,000円							
5. // 1千万円以下	50人超	120,000円							
	50人以下	50,000円							
6. 上記以外	-		50,000円						
法人税割		13.4%	13.4%	13.4%	13.4%	13.4%	13.4%		
固定資産税		1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%		
軽 自 動 車 税	自原 動 機 車 付	総排気量50cc以下、 または600w以下	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	
		// 50cc超90cc以下、 または600w超800w以下	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円	
		// 90cc超125cc以下、 または800w超1,000w以下	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円	
		ミニカー(50cc以下、 または600w以下)	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円	
		特定小型原動機付自転車 (600W以下)	-	-	-	-	-	-	
	軽 自 動 車	二 輪 車 (含・ポート・トレーラー)	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円	
			3,100円	3,100円	3,100円	3,100円	3,100円	3,100円	
		四 輪 車	乗用 営業用	5,500円	5,500円	5,500円	5,500円	5,500円	5,500円
			乗用 家用	7,200円	7,200円	7,200円	7,200円	7,200円	7,200円
			貨物 営業用	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円
	貨物 家用	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円		
	雪上車	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円		
	自 動 特 殊 車	小型農耕用	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円	
その他		4,700円	4,700円	4,700円	4,700円	4,700円	4,700円		
二輪の小型自動車		4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円		
市 た ば こ 税 (平成元年度以降)		5月1日より旧3級品以外 2,668円/1,000本 旧3級品 1,266円/1,000本	同左	同左	同左	7月1日より旧3級品以外 2,977円/1,000本 旧3級品 1,412円/1,000本	同左		
電 気 ガ ス 税		-	-	-	-	-	-		
鉱 産 税		1.0% (月産200万円以下 0.7%)	同左	同左	同左	同左	同左		
木 材 引 取 税		-	-	-	-	-	-		
特 別 土 地 保 有 税		保有: 1.4% 取得: 3.0%	同左	同左	同左	平成15年度以降は 新たな課税を行わない	同左		
入 湯 税		1人1日150円 (自炊75円、日帰り75円)	同左	同左	同左	同左	同左		
都 市 計 画 税		0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%		

平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度																															
3,000円	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左																															
200万円以下 3.0% 200万円超 8.0% 700〃 10.0%	同左	一律 6%	同左	同左	同左	同左	同左																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>法人等の区分</th> <th>従業者数</th> <th>税率(年税額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1. 資本等の金額が50億円を超える法人</td> <td>50人超</td> <td>3,000,000円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2. 〃 10億円超え50億円以下</td> <td>50人超</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3. 〃 1億円超え10億円以下</td> <td>50人超</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4. 〃 1千万円超え1億円以下</td> <td>50人超</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5. 〃 1千万円以下</td> <td>50人超</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>6. 上記以外</td> <td>—</td> <td>50,000円</td> </tr> </tbody> </table>								法人等の区分	従業者数	税率(年税額)	1. 資本等の金額が50億円を超える法人	50人超	3,000,000円	50人以下	410,000円	2. 〃 10億円超え50億円以下	50人超	1,750,000円	50人以下	410,000円	3. 〃 1億円超え10億円以下	50人超	400,000円	50人以下	160,000円	4. 〃 1千万円超え1億円以下	50人超	150,000円	50人以下	130,000円	5. 〃 1千万円以下	50人超	120,000円	50人以下	50,000円	6. 上記以外	—	50,000円
法人等の区分	従業者数	税率(年税額)																																				
1. 資本等の金額が50億円を超える法人	50人超	3,000,000円																																				
	50人以下	410,000円																																				
2. 〃 10億円超え50億円以下	50人超	1,750,000円																																				
	50人以下	410,000円																																				
3. 〃 1億円超え10億円以下	50人超	400,000円																																				
	50人以下	160,000円																																				
4. 〃 1千万円超え1億円以下	50人超	150,000円																																				
	50人以下	130,000円																																				
5. 〃 1千万円以下	50人超	120,000円																																				
	50人以下	50,000円																																				
6. 上記以外	—	50,000円																																				
13.4%	同左	同左	13.4%(12.3%)※	同左	同左	同左	同左																															
1.4%	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左																															
1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円																															
1,200円	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円																															
1,600円	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円																															
2,500円	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円																															
—	—	—	—	—	—	—	—																															
2,400円	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円																															
3,100円	3,100円	3,100円	3,100円	3,100円	3,100円	3,100円	3,100円																															
5,500円	5,500円	5,500円	5,500円	5,500円	5,500円	5,500円	5,500円																															
7,200円	7,200円	7,200円	7,200円	7,200円	7,200円	7,200円	7,200円																															
3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円																															
4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円																															
2,400円	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円																															
1,600円	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円																															
4,700円	4,700円	4,700円	4,700円	4,700円	4,700円	4,700円	4,700円																															
4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円																															
旧3級品以外 2,977円/1,000本 旧3級品 1,412円/1,000本	7月1日より旧3級品以外 3,298円/1,000本 旧3級品 1,564円/1,000本	同左	同左	同左	10月1日より旧3級品以外 4,618円/1,000本 旧3級品 2,190円/1,000本	同左	同左																															
—	—	—	—	—	—	—	—																															
1.0% (月産200万円以下 0.7%)	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左																															
—	—	—	—	—	—	—	—																															
平成15年度以降は 新たな課税を行わない	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左																															
1人1日150円 (自炊75円、日帰リ75円)	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左																															
0.3%	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左																															

※飯野町合併に伴う経過措置

税目		年度		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度					
		均等割	所得割	3,000円	3,500円	同左	同左	同左	同左					
市 民 税	個人	均等割	所得割	一律6%	同左	同左	同左	同左	同左					
		法人	均等割	「資本金等の額」と「資本金+資本準備金」のどちらか大きいほうの額	基準となる額	基準となる額の範囲		従業者数 (福島市内にある事業所の従業者の合計)		均等割額 (円/年額)				
	1,000万円以下の法人				50人以下	50,000								
					50人を超える	120,000								
	1,000万円を超え1億円以下の法人				50人以下	130,000								
					50人を超える	150,000								
	1億円を超え10億円以下の法人				50人以下	160,000								
					50人を超える	400,000								
	10億円を超え50億円以下の法人	50人以下	410,000											
		50人を超える	1,750,000											
50億円を超える法人	50人以下	410,000												
	50人を超える	3,000,000												
公共法人及び公益法人等、人格のない社団等、一般社団法人及び一般財団法人については上記にかかわらず一律50,000円となります。														
	法人税割			13.4%	13.4% 10.8%*1	同左	10.8%	同左	同左					
固定資産税				1.4%	同左	同左	同左	同左	同左					
軽 自 動 車 税	原動機付自転車	総排気量50cc以下、または600w以下		1,000円	1,000円	1,000円	2,000円	2,000円	2,000円					
		//50cc超90cc以下、または600w超800w以下		1,200円	1,200円	1,200円	2,000円	2,000円	2,000円					
		//90cc超125cc以下、または800w超1,000w以下		1,600円	1,600円	1,600円	2,400円	2,400円	2,400円					
		ミニカー(50cc以下、または600w以下)		2,500円	2,500円	2,500円	3,700円	3,700円	3,700円					
		特定小型原動機付自転車(600w以下)		-	-	-	-	-	-					
	軽自動車	二輪車 (含・ポート・トレーラー)		2,400円	2,400円	2,400円	3,600円	3,600円	3,600円					
		三輪車		3,100円	3,100円	3,100円 *2(3,900円)	種別 軽自動車	旧税率 平成27年3月31日までに初度検査を受けた車両	新税率 平成27年4月1日以後に初度検査を受けた車両	重課税率 初度検査から13年を経過した車両				
	四輪車	乗用	営業用	5,500円	5,500円	5,500円 *2(6,900円)					三輪	3,100円	3,900円	4,600円
			自家用	7,200円	7,200円	7,200円 *2(10,800円)					四輪乗用 自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		貨物	営業用	3,000円	3,000円	3,000円 *2(3,800円)					四輪乗用 営業用	5,500円	6,900円	8,200円
			自家用	4,000円	4,000円	4,000円 *2(5,000円)					四輪貨物 自家用	4,000円	5,000円	6,000円
						四輪貨物 営業用					3,000円	3,800円	4,500円	
	雪上車		2,400円	2,400円	2,400円	3,600円	3,600円	3,600円						
	小型特殊自動車	農耕用		1,600円	1,600円	1,600円	2,400円	2,400円	2,400円					
その他			4,700円	4,700円	4,700円	5,900円	5,900円	5,900円						
	二輪の小型自動車		4,000円	4,000円	4,000円	6,000円	6,000円	6,000円						
市たばこ税 (平成元年度以降)			4月1日より旧3級品以外 5,262円/1,000本 旧3級品 2,495円/1,000本	同左	同左	4月1日より旧3級品以外 5,262円/1,000本 旧3級品 2,925円/1,000本	4月1日より旧3級品以外 5,262円/1,000本 旧3級品 3,355円/1,000本	4月1日より旧3級品 4,000円/1,000本 10月1日より旧3級品以外 5,692円/1,000本						
電気	ガス		-	-	-	-	-	-						
鉱産			-	-	-	-	-	-						
木材	引取		-	-	-	-	-	-						
特別	土地保有		-	-	-	-	-	-						
入湯			1人1日150円 (自炊75円、日帰り75円)	同左	同左	同左	同左	同左						
都市	計画		0.3%	同左	同左	同左	同左	同左						

*1 この税率は、平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用になります。

*2 平成27年4月1日以後に初度検査の三輪以上の軽自動車は()の税額になります。

平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
3,500円	同左	同左	同左	同左	3,000円	
一律6%	同左	同左	同左	同左	同左	
基準となる額	基準となる額の範囲		従業者数 (福島市内にある事業所の 従業者の合計)		均等割額 (円/年額)	
「資本金等の額」と 「資本金+資本準備金」の どちらか大きいほうの額	1,000万円以下の法人		50人以下		50,000	
			50人を超える		120,000	
	1,000万円を超え1億円以下の法人		50人以下		130,000	
			50人を超える		150,000	
	1億円を超え10億円以下の法人		50人以下		160,000	
			50人を超える		400,000	
	10億円を超え50億円以下の法人		50人以下		410,000	
			50人を超える		1,750,000	
	50億円を超える法人		50人以下		410,000	
			50人を超える		3,000,000	
公共法人及び公益法人等、人格のない社団等、一般社団法人及び一般財団法人については上記にかかわらず一律50,000円となります。						
10.8%	同左	7.1%	同左	同左	同左	
7.1% *3	同左	同左	同左	同左	同左	
1.4%	同左	同左	同左	同左	同左	
2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	
2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	
2,400円	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円	
3,700円	3,700円	3,700円	3,700円	3,700円	3,700円	
-	-	-	-	-	2,000円	
3,600円	3,600円	3,600円	3,600円	3,600円	3,600円	
種別	旧税率		新税率		重課税率	
	平成27年3月31日までに 初度検査を受けた車両		平成27年4月1日以後に 初度検査を受けた車両		初度検査から13年を経過 した車両	
軽自動車	三輪		3,100円		3,900円	4,600円
	四輪乗用	自家用	7,200円		10,800円	12,900円
		営業用	5,500円		6,900円	8,200円
	四輪貨物	自家用	4,000円		5,000円	6,000円
		営業用	3,000円		3,800円	4,500円
3,600円	3,600円	3,600円	3,600円	3,600円	3,600円	
2,400円	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円	
5,900円	5,900円	5,900円	5,900円	5,900円	5,900円	
6,000円	6,000円	6,000円	6,000円	6,000円	6,000円	
旧3級品以外 5,692円/1,000本 10月1日より旧3級品 5,692円/1,000本	9月30日まで 5,692円/1,000本 10月1日より 6,122円/1,000本	9月30日まで 6,122円/1,000本 10月1日より 6,552円/1,000本	6,552円/1,000本	6,552円/1,000本	6,552円/1,000本	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
1人1日150円 (自炊75円、日帰り75円)	同左	同左	同左	同左	同左	
0.3%	同左	同左	同左	同左	同左	

*3 この税率は、令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用になります。

<参考>

○ 各 種 税 関 係 団 体

各種税関係団体

全 国 都 市 税 務 協 議 会	
○ 設 立	昭和29年10月28日
○ 目 的	適正な都市税務制度の樹立とその運営に関する相互の円滑な連絡を図る。
○ 常 任 幹 事	7名（北信越支部及び関東支部については、地区ごとに設けられた支部の協議会が存在しないため、常任幹事は不在）
○ 構 成	全国市長会の機関として全国市長会の支部の地区ごとに設けられた都市の税務に関する協議会をもって組織する。
○ 事 務 局	全国市長会財政部

東 北 都 市 税 務 協 議 会	
○ 設 立	昭和34年2月17日
○ 目 的	適正な都市税務行政の確立を図る。
○ 会 長	総会開催市の市長
○ 副 会 長	各県庁所在市の市長
○ 構 成	東北六県各市の税務主管課
○ 事 務 局	幹事会協議で決定した市

福 島 県 都 市 税 務 協 議 会	
○ 設 立	昭和55年5月6日
○ 目 的	県内都市の相互連絡協調により、円滑なる税務事務の運営を図る。
○ 会 長	福島市税務主管部長
○ 副 会 長	郡山市税務主管部長、いわき市税務主管部長
○ 構 成	県内都市の税務を主管する部長、次長及び税務担当課長
○ 事 務 局	福島市財務部市民税課

東 北 地 方 税 務 協 議 会	
○ 設 立	昭和31年1月20日
○ 目 的	国税及び地方税の事務運営につき、相互に連絡協調を図る。
○ 会 長	仙台国税局長
○ 副 会 長	各県の副知事
○ 顧 問	各県の知事並びに東北財務局長
○ 構 成	〔仙台国税局関係〕 局長 各部（次）長 酒類監理官 関係各課長 各県庁所在地所轄税務署長 〔県関係〕 各県の副知事 同税務主管部長 同税務主管課長 同市町村税担当課長 〔市関係〕 各県の市長会会長 同事務局長 各県の県庁所在地市長 同税務主管課長 税務を主管する部を置く市は当該部長 〔町村関係〕 各県の町村会会長 同事務局長 各県の町村税務主管課長の代表者
○ 事 務 局	仙台国税局総務部総務課

東北地方税務協議会福島県部会

- 設立 昭和31年6月1日
- 会長 福島県副知事
- 構成 東北地方税務協議会構成者のうち福島県及び福島県内市町村の関係者
福島税務署長
- 事務局 福島県総務部税務課

福島地区税務協議会

- 設立 昭和31年10月15日
- 目的 国税及び地方税の事務運営につき相互の連絡協調を図る。
- 構成 福島税務署長並びに副署長、総務課長、筆頭税務広報広聴官、各部門筆頭
統括国税調査（徴収）官、酒類指導官及び総務課長補佐
福島県県北地方振興局県税部長並びに副部長及び税務担当課長
福島市、伊達市の税務を主管する部長、次長及び税務担当課長
伊達郡内の税務担当課長

本 会

国 税 部 会

地 方 税 部 会

- | | | |
|---|-------------------|------------------------|
| ○会長 福島税務署長 | ○会長 福島税務署長 | ○会長 福島県県北地方
振興局県税部長 |
| ○副会長 福島県県北地方
振興局県税部長
福島市財務部長
伊達市財務部長 | ○事務局 福島税務署
総務課 | ○事務局 福島県県北地方
振興局県税部 |
| ○事務局 福島税務署
総務課 | | |

福島地区税務関係団体協議会

- 設立 昭和51年12月9日
- 目的 福島地区における税務関係団体が相互信頼による緊密な連絡協調を図るとともに、各団体の機能をより有効に発揮させ、もって各団体傘下会員の納税道義の高揚を図る。
- 会長 (公社)福島法人会会長
- 副会長 構成団体から5名
- 構成 (公社)福島法人会外6団体
- 事務局 (公社)福島法人会

福島県租税教育推進協議会

- 設 立 昭和56年6月1日
- 目 的 税務及び教育関係者が協力して、児童・生徒・一般成人に対する租税教育を推進し、納税意識の高揚を図る。
- 構 成 福島県市長会外18団体
- 事務局 福島税務署

福島地区租税教育推進協議会

- 設 立 昭和58年1月21日
- 目 的 福島地区の税務及び教育関係者等が協力して、児童・生徒・一般成人に対する租税教育を推進し、納税意識の高揚を図る。
- 構 成 福島県教育庁県北教育事務所外21団体
- 事務局 福島税務署

福島税務署小企業者に対する記帳指導協議会

- 設 立 昭和43年5月2日
- 目 的 それぞれの団体の職域職能に応じた総合的かつ有機的な指導体制の確立を図り、これによって小企業者に対する記帳指導の実施を適切に行う。
- 構 成 福島商工会議所外13団体
- 事務局 福島税務署 個人課税第1部門

福島税務署管内農業所得者記帳指導協議会

- 設 立 平成14年5月29日
- 目 的 農業所得者の記帳を推進し、申告納税制度の確立と農業経営の改善を図る。
- 構 成 ふくしま未来農業協同組合外7団体
- 事務局 福島税務署 個人課税部門

令和 6 年度

税 務 概 要

発 行 令和6年11月

編 集 福 島 市 財 務 部

所在地 福島市五老内町3番1号

(TEL (代) 024-535-1111)